

澁川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議録

令和6年10月定例会  
(10月22日)

令和6年10月協議会  
(10月22日)

澁川地区広域市町村圏振興整備組合議会事務局

令和6年10月定例会

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議録

(10月22日)

# 目 次

---

---

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
議事日程第1号	3
開 会	4
開 議	4
諸般の報告	4
日程第 1 会期の決定	4
日程第 2 会議録署名議員の指名	4
日程第 3 議案第12号 令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算 について	5
日程第 4 議案第13号 令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第 2号）	17
日程第 5 議員提出議案第1号 管理者において専決処分することができる事項の指定について	19
日程第 6 一般質問	22
発言の訂正	28
閉 議	39
管理者挨拶	40
閉 会	40

令和6年10月渋川地区広域市町村圏  
振興整備組合議会定例会会議録

第1日

令和6年10月22日（火曜日）

出席議員（15人）

1番	高野佳美	議員	2番	善養寺孝	議員
3番	板倉正和	議員	4番	田村なつ江	議員
5番	田中猛夫	議員	6番	生方勇二	議員
7番	飯塚憲治	議員	8番	廣嶋隆	議員
9番	清水健一	議員	10番	田邊寛治	議員
11番	安力川信之	議員	12番	茂木弘伸	議員
13番	望月昭治	議員	14番	角田喜和	議員
15番	小池春雄	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管理者	高木勉	副管理者	柴崎徳一郎
副管理者	南千晴	副管理者	伊勢久美子
監査委員	田中誠	監査委員長	土屋輝夫
事務局長	島田志野	消防長	山田知巳
消防本部長	角田泰紀	消防署長	原孝二
会計管理者	生方茂樹	総務課長	根井邦彦
事業課長	外丸正一	清掃センター長	荒井一浩
環境クリーンセンター所長	横手和敏	消防本部長	萩原勇人
消防本部長	狩野設衛	消防本部長	石田正外
総務課長	狩野健一	施設整備室長	藤木雅
企画財政係長	山本豊彰	消防本部長	関口剛士
事業課管理係長		総務課庶務係長	
		事業課施設係長	

---

事務局職員出席者

書記長	石北 仁	書記	都丸 健一
書記	町田 直哉	書記	鶴卷 大輔

議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和6年10月22日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会期の決定
  - 第 2 会議録署名議員の指名
  - 第 3 議案第12号 令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算について
  - 第 4 議案第13号 令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第2号）  
（提出者説明、質疑、討論、表決）
  - 第 5 議員提出議案第1号 管理者において専決処分することができる事項の指定について  
（提出者説明、質疑、討論、表決）
  - 第 6 一般質問
- 

会議に付した事件

議事日程に同じ

## 開 会

午前10時

議長（安力川信之議員） おはようございます。これより令和6年10月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人で、議会は成立いたしました。

地方自治法第121条の規定により、管理者ほか関係職員の出席を求めます。

---

## 開 議

午前10時

議長（安力川信之議員） これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

---

## 諸 般 の 報 告

議長（安力川信之議員） 日程に先立ち、この際諸般の報告をいたします。

お手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### 日程第1 会期の決定

議長（安力川信之議員） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

### 日程第2 会議録署名議員の指名

議長（安力川信之議員） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において2番、善養寺孝議員、3番、板倉正和議員を指名いたします。

---

### 日程第3 議案第12号 令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算について

議長（安力川信之議員） 日程第3、議案第12号 令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） ただいまご上程をいただきました議案第12号 令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算について、提案理由を申し上げます。

令和5年度の予算執行に当たりましては、物価高騰や賃上げによる事業費の増加などの影響を受けましたが、関係機関と連携、協力をしつつ、おおむね計画のとおり事業を実施することができました。以下、主要な施策の成果について申し上げます。

生活関連施設の整備及び運営に関しましては、救急医療対策事業として、在宅当番医制等を実施している渋川地区医師会及び渋川北群馬歯科医師会に補助金を交付しました。また、夜間の急病時に対応できる診療体制として、夜間急患診療所を運営し、常時診療体制の確保に努めました。火葬場・斎場運営事業では、指定管理者による管理運営の下で、火葬設備等の定期的な点検及び補修を行い、良好な施設管理に努めました。また、老朽化した空調設備の一部を更新しました。

ごみ処理事業及びし尿処理事業につきましては、業務の充実を図るため、老朽化が進む施設及び設備の計画的な補修工事を行いました。また、令和6年度からの廃プラスチック分別収集開始に向けて、資源物ストックヤードを建設し、清掃センターの基幹改良及び次期最終処分場の建設に向けて、循環型社会形成推進地域計画を策定しました。

消防、救急救助関係では、消防力の維持管理に努めるとともに、複雑多様化する災害へ対応するため、施設装備の充実強化に努めました。

車両関係では、東分署に配備していた水槽付消防ポンプ自動車を実用車として更新し、北分署に配備していた高規格救急自動車を災害対応特殊救急自動車として更新しました。

消防施設関係では、東分署の建設工事が完了し、西分署の建設工事に着手しました。

令和5年度における主要な事業は、以上のとおりであります。計画いたしました事業がおおむね遂行できましたことは、議員各位をはじめとする関係機関のご支援、ご協力のたまものと感謝申し上げます。次



あります。内容につきましては、事務局長及び消防長からご説明申し上げますので、よろしくご審議いただき、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

**議長（安力川信之議員）** 続いて、監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。

田中監査委員。

（監査委員田中 誠登壇）

**監査委員（田中 誠）** 私から令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算審査意見についてご報告申し上げます。

お手元に配付いたしました審査意見書に基づき、それぞれの要点のみ報告させていただきます。

それでは、意見書の1ページをお開きください。第1の審査種類から第4、審査の着眼点であります。管理者から審査に付された決算書類が地方自治法関係法令に適合して作成され、かつ計算に過誤がないか、収支が適法であるかなどについて、令和6年8月1日から9月13日まで審査を行い、この意見書を10月7日に管理者へ提出しました。

第5の審査の結果であります。審査に付された決算書類は、審査した限りにおいて関係法令に適合し、かつ正確に作成されており、その計数は関係書類と照合した結果、正確であると認められました。また、審査した予算の執行及び関連する事務の処理は、おおむね適正であると認められました。

第6、審査の内容であります。1、決算の規模について申し上げます。下段の表をごらんください。歳入の当年度収入総額は38億9,361万円で、歳出の支出総額は37億1,710万円で、差引残額は1億7,650万円でありました。

2ページをお願いします。2、決算収支の状況につきまして、2ページから7ページまでとなっておりますが、説明は省略させていただきますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

続きまして、8ページをお願いします。第7の意見ですが、こちらは私と田邊議選監査委員と合議の上、決定した決算審査における意見であります。読み上げさせていただきます。第7、意見。令和5年度の決算額は、歳入38億9,361万円、歳出は37億1,710万円で、前年度に比べ歳入が5億61万円、歳出が4億8,674万円の増加となった。形式収支額は1億7,650万円の黒字で、翌年度へ繰り越す財源はなく、実質収支額は1億7,650万円の黒字となり、前年度実質収支額1億5,108万円を差し引いた単年度収支額は2,541万円の黒字となった。これに基金への積立てや取崩しを加減した実質単年度収支額は1,736万円の赤字となった。

歳入について見ると、前年度に比べ増加している主な要因は組合債で、消防庁舎建設及び消防ポンプ自動車等更新に伴う消防債の増加である。また、諸収入のうち雑入は、有価物売払収入においてアルミニウム及び鉄の取引単価が前年度に比べ下降したことにより減少している。使用料及び手数料は、一般廃棄物処理手数料が令和5年10月1日から改定されたことにより、前年度に比べ増加している。今後も自主財源の確保に期待したい。

歳出について見ると、消防費における消防庁舎建設等事業では、東分署が完成し、西分署の建設工事が開始されるなど、整備が計画的に進められている。一方で、し尿処理施設、環境クリーンセンターの建設に伴う周辺環境整備として昭和58年に供用を開始した運動場は、プールやテニスコートの利用を中止し、経費の削減を図ったが、運動広場やゲートボール場については、適正な維持管理と経費の削減に努められたい。

また、職業訓練センターについて、校舎の耐震性不足や渋川地区高等職業訓練校の入校生の減少が著しいため、施設の在り方を検討していく必要があると思われる。

引き続き渋川地区広域市町村圏振興整備組合公共施設等総合管理計画に基づき、施設の適切な維持管理を図られたい。

歳出の不用額については2億8,279万円で、前年度に比べ9,209万円増加しており、予算現額の7.1%となっている。その主な内訳は、衛生費1億5,968万円及び消防費1億1,272万円で、施設の維持管理に必要な電気料及び燃料費の執行残のほか、工事請負費における入札差金であった。不用額が前年度に比べ増加していることが懸念される。不用額ができるだけ少なくなるよう、より一層正確な予算見積もりに努められたい。

本組合は、消防、救急や一般廃棄物処理といった住民生活に密着した業務を担っている。本組合の財源は構成市町村の負担金が担うところが大きいいため、引き続き行政コストの削減や効率的な運営に努められたい。

また、より一層構成市町村と連携強化を図り、圏域の発展に向けた事業運営に尽力されることを期待する。

以上で令和5年度一般会計決算審査結果の報告を終わらせていただきます。ただいまご説明申し上げました数値などについては要約して申し上げましたが、その内容は意見書のとおりであります。また、誤読がございましたら意見書が正確でございますので、併せてご理解くださいますようお願いいたします。

**議長（安力川信之議員）** 続いて、議案の説明を求めます。

島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

**事務局長（島田志野）** ただいまご上程いただきました議案第12号 令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

初めに、決算の概要をご説明いたしますので、恐れ入りますが、令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合決算調書及び参考資料をお願いいたします。1ページをお願いいたします。Iの実質収支に関する調書につきましてご説明申し上げます。1の歳入総額は38億9,361万4,000円、予算現額に対する収入率は97.3%でありました。2の歳出総額は37億1,710万8,000円、予算現額に対する執行率は92.9%でありました。3の歳入歳出差引額は1億7,650万6,000円でありました。4の翌年度へ繰り越すべき財源はゼロ円であるため、5の実質収支額は1億7,650万6,000円であります。このうち6の実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は8,825万7,000円であります。これは、財政調整基金条例に基づいて決算剰余金の2分の1以上の金額を積み立てるものであります。

2ページをお願いいたします。続きまして、IIの財産に関する調書であります。1の公有財産、(1)、土地及び建物のアの総括で、決算年度中の増減高についてご説明いたします。表の最下行、合計をごらんください。土地につきましては、左から3列目、決算年度中の増減はありませんでした。次に、建物であります。最下行、合計をごらんください。表の左から9列目、建物内非木造の決算年度中の残高は、605平方メートルの増加であります。内訳であります。区分欄2行目、その他の行政機関、消防（警察）施設で、新消防署東分署を建設し、旧消防署東分署を解体したことによるものと、3行目、その他の施設で、

清掃センター敷地内に資源物ストックヤードを建設したことによるものであります。

3ページをお願いいたします。2の物品については、自動車及び取得価格が100万円以上のものを整理しております。区分欄下から4行目、消防関係機器1台の増は、令和5年度に更新した水槽付消防ポンプ自動車に係る資機材の購入及び処分を相殺し、新たに破壊資機材を購入したものであります。区分欄下から3行目、救急関係機器1台の増は、令和5年度に更新した高規格救急自動車に係る資機材の購入及び処分を相殺したもので、ストレッチャーが増となったものであります。

続きまして、3の基金であります。1の渋川地区広域市町村圏振興整備組合財政調整基金の決算年度中の増減高は、3,277万2,000円の増額であります。これは、令和4年度決算剰余金7,554万9,000円及び財政調整基金利子9万2,000円の積立てと一般会計へ繰入金として取り崩した4,286万9,000円を相殺したものであります。決算年度末現在高は3億8,725万3,000円となりました。2の渋川地区広域市町村圏振興整備組合ふるさと市町村圏基金は、原資10億円の運用益を広域圏の地域振興等を目的とした活動事業に充てるために設置されたものであります。区分欄1行目、現金の決算年度中の増減高は、99万7,000円の減であります。これは、令和4年度のふるさと市町村圏事業実施後の執行残等29万7,000円の積立てと一般会計への繰入金として取り崩した129万4,000円を相殺したものであります。決算年度末の現在高は、10億2,546万9,000円となりました。

以上で財産に関する調書の説明を終わります。なお、4ページ以降の主要施策の成果説明書及び参考資料につきましては、決算書の事項別明細書で執行状況等をご説明申し上げます。

続きまして、決算書の内容についてご説明申し上げますので、決算関係議案書をご用意をお願いいたします。5ページ、6ページをお願いいたします。最初に、令和5年度一般会計歳入決算事項別明細書についてご説明いたします。歳入の説明は、備考欄に記載された項目のうち、主なものにつきましてご説明いたします。1款分担金及び負担金1項負担金、収入済額の欄28億1,764万1,000円は、分賦割合により納付いただきました市町村負担金であります。

2款使用料及び手数料については、7ページ、8ページをお願いいたします。2項手数料2目1節清掃手数料、収入済額の欄2億2,105万5,820円は、事業系一般廃棄物及び清掃センターへ直接搬入された家庭系一般廃棄物に対する手数料であります。

3目1節消防手数料、備考欄1行目の危険物製造所等許認可手数料274万6,500円は、消防法に基づく許認可事務手数料となっております。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目1節消防費補助金、備考欄、緊急消防援助隊設備整備費補助金2,906万8,000円は、消防署東分署に配備した災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車及び北分署に配備した災害対応特殊救急自動車に対し交付されたものであります。

2項国庫負担金1目1節消防費負担金、備考欄、緊急消防援助隊活動費負担金297万133円は、令和6年能登半島地震の発生に伴い、消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動費のうち、人件費が交付されたものであります。

4款県支出金1項委託金1目1節消防費交付金、備考欄、事務処理特例交付金56万1,000円は、群馬県知事より権限移譲された事務処理に対し交付されたものであります。

5款財産収入につきましては、9ページ、10ページをお願いいたします。2項財産売払収入1目1節、

備考欄、物品売払収入144万1,070円は、水槽付消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車を売却したものであります。

9款諸収入につきましては、11ページ、12ページをお願いいたします。2項2目雑入、備考欄3行目の指定管理者納付金449万1,695円は、しらゆり聖苑の令和4年度収支決算において、指定管理料のうち電気料に余剰金が生じたため、返還されたものであります。備考欄4行目の有価物売払収入4,385万286円は、清掃センターの粗大ごみ処理施設で資源回収したアルミ及びスチール等の売払収入であります。備考欄6行目の再商品化委託返戻金618万1,157円は、日本容器包装リサイクル協会から再商品化委託料の一部が還元されたものであります。備考欄11行目の高速自動車道救急業務支弁金480万6,405円は、高速自動車道における救急業務に対して支弁されたものであります。

10款組合債1項1目衛生債1節保健衛生債、備考欄、火葬斎場整備事業債5,230万円は、しらゆり聖苑空調設備更新工事に係るものであります。同じく2節清掃債、備考欄、ごみ処理施設整備事業債8,430万円は、資源物ストックヤード建設工事、防爆用蒸気ボイラー更新工事、小野上処分場等水処理施設補修工事に係るものであります。

2目消防債1節消防債、備考欄2行目の消防自動車整備事業債4,700万円は、消防署東分署に配備した災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車に係るものであります。備考欄3行目の救急自動車整備事業債1,750万円は、消防署北分署に配備した災害対応特殊救急自動車に係るものであります。備考欄4行目の消防庁舎建設等事業債4億1,110万円は、消防署東分署及び西分署の建設工事に係るものであります。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。13ページ、14ページをお願いいたします。歳出の説明におきましては、備考欄の二重丸の後に表示してあります事業名で、主な事業の執行内容についてご説明申し上げます。なお、各節の不用額につきましては、おおむね200万円以上のものにつきましてご説明を申し上げます。

1款議会費であります。執行率は86.6%でありました。

2款総務費の執行率は97.2%でありました。1項総務管理費1目一般管理費は、広域組合の事務局運営費のほか、広域組合の総括的な事務管理に係るものであります。

ここで、各款にわたる人件費につきまして一括でご説明させていただきます。再任用職員を含む組合職員184人に対する給料、手当及び共済費等人件費の合計は、予算現額14億6,173万8,809円に対し14億3,024万8,026円となり、執行率は97.8%でありました。主な不用額は、5款消防費における休日勤務手当等の執行残額によるものであります。備考欄最下行、一般経費は、会計年度任用職員報酬、事務管理に係る消耗品費、物品借上料等によるものであります。

15ページ、16ページをお願いいたします。備考欄下から3行目、派遣職員給与費は、渋川市からの派遣職員3人分に係る給与費等の負担金であります。

17ページ、18ページをお願いいたします。備考欄1行目、情報機器等整備事業は、主に事務局及び消防本部のネットワークサーバーのリース及び保守管理に係る経費であります。

19ページ、20ページをお願いいたします。2項1目活動事業費の備考欄4行目、ごみ減量化啓発事業は、令和5年度からの事業で、圏域の小学生を対象としたごみ減量化ポスターを募集し、入賞ポスターの展示

を行うのに当たり、参加賞等の購入を行っております。

3 款衛生費の執行率は89.2%でありました。1 項 1 目保健衛生費は、救急医療対策に係るもので、圏域住民の常時診療体制の確保に努めました。備考欄 1 行目、在宅当番医制事業、21ページ、22ページをお願いいたします。備考欄 1 行目、歯科在宅当番医制事業、2 行目、病院群輪番制病院事業の 3 事業につきましては、渋川地区医師会、渋川北群馬歯科医師会及び関係病院にそれぞれ補助金を交付し、救急医療体制の充実を図りました。

2 目は、夜間急患診療所費であります。備考欄、夜間急患診療所管理事業は、圏域住民の医療サービスの提供を図るため、渋川地区医師会に診療業務を委託したものが主なものであります。

3 目は、火葬場・斎場費であります。備考欄、しらゆり聖苑管理事業であります。初めに不用額の説明を申し上げます。不用額欄 5 行目、工事請負費2,048万9,000円は、空調設備更新工事及び火葬炉等補修工事の執行残額であります。備考欄、しらゆり聖苑管理事業は、指定管理料、火葬炉等補修工事及び空調設備更新工事が主なものであります。

2 項清掃費 1 目ごみ処理施設費は、清掃センター及び最終処分場におけるごみ処理に係る経費であります。初めに、不用額の説明を申し上げます。不用額欄 7 行目、需用費8,798万1,864円は、電気料、燃料費及び修繕料等の執行残額であります。不用額欄 9 行目、委託料346万3,170円は、清掃センター管理事業におけるトラックスケール計量システム改修業務委託料、焼却施設維持管理事業における焼却灰等運搬業務委託料及び最終処分場維持管理事業における搬入道路除雪委託料等の執行残額であります。

23ページ、24ページをお願いいたします。不用額欄 2 行目、工事請負費1,971万4,750円は、資源物ストックヤード建設工事の執行残額が主なものであります。備考欄 2 行目、清掃センター管理事業は、清掃センターの運転管理業務委託、不燃ごみクレーン、灰クレーンの補修工事等を実施したものであります。備考欄 3 行目、焼却施設維持管理事業は、公害防止用の薬品を購入したもの及び計画的な補修工事等を実施したものであります。備考欄 4 行目、粗大施設維持管理事業は、回転式破碎機内の部品などの購入及び小型貫流ボイラーの更新など、計画的な補修工事等を実施したものであります。備考欄 5 行目、埋立施設維持管理事業は、小野上処分場水処理に係る薬品等の購入及び小野上処分場水処理施設補修工事等を実施したものであります。備考欄 6 行目、最終処分場維持管理事業は、エコ小野上処分場の運転管理業務及び水処理施設の保守点検業務の委託等を実施したものであります。

25ページ、26ページをお願いいたします。備考欄 1 行目、リサイクルセンター施設維持管理事業は、ガラスピンの再商品化業務及びリサイクルセンターの保守点検業務の委託を実施したものであります。また、資源物ストックヤードを新設したものであります。

2 目ごみ処理施設周辺整備事業費、備考欄、ごみ処理施設周辺整備事業は、清掃センターの地元である五輪平協議会へ300万円を、またエコ小野上最終処分場関連で渋川市に500万円を交付したものであります。

3 目し尿処理施設費は、環境クリーンセンターにおけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る経費であります。初めに、不用額の説明を申し上げます。不用額欄 7 行目、需用費1,777万7,417円は、電気料、薬品費及び修繕料等の執行残額であります。不用額欄下から 3 行目、工事請負費249万7,000円は、酸素製造装置等補修工事、前処理設備補修工事及び 2 次処理設備等補修工事の入札差金による執行残額であります。

備考欄最下行、環境クリーンセンター管理事業は、薬品の購入、補修工事、運転管理業務の委託等を実

施したものであります。

27ページ、28ページをお願いいたします。4目一般廃棄物処理施設整備推進事業費、備考欄、一般廃棄物処理施設整備推進事業は、循環型社会形成推進地域計画の策定業務委託及び廃プラスチック類一括回収実験等を実施したものであります。不用額欄3行目、委託料231万円は、循環型社会形成推進地域計画策定業務委託料の入札差金による執行残額であります。

4款労働費の執行率は87.1%でありました。1項労働諸費1目職業訓練センター費は、職業訓練センターに係る経費であります。備考欄1行目、職業訓練校運営事業等助成事業は、渋川地区高等職業訓練校として使用している渋川地区職業訓練協会へ補助金を交付し、技能者の育成に対し助成したものであります。

以上で歳出の1款から4款までの説明を終わります。引き続き5款消防費につきましては、消防長からご説明を申し上げます。

**議長（安カ川信之議員）** 山田消防長。

（消防長山田知巳登壇）

**消防長（山田知巳）** それでは、5款消防費についてご説明申し上げます。

決算書27ページ、28ページをお願いいたします。消防費の執行率は94.5%であります。1項消防費1目常備消防費は、消防救急体制の維持、強化及び災害対応に係る経費でございます。令和5年度の火災発生件数は33件で、前年度に比べ17件減少しました。内訳は、建物火災17件、車両火災4件、その他の火災が12件でした。救急出動件数は6,216件で、前年度に比べ140件増加しました。内訳は、急病が最も多く4,149件で、一般負傷864件、転院搬送652件、交通事故330件などとなっています。搬送人員は5,385人でした。救助出動件数は57件で、前年度に比べ34件減少しました。主なものは、交通事故によるものが14件、その他の事故によるものが7件でした。

初めに、主な不用額のご説明を申し上げます。不用額欄7行目、10節需用費1,135万9,665円は、燃料費、電気料、救急用消耗品費及び医療材料費等の執行残によるものが主なものであります。不用額欄12行目、18節負担金、補助及び交付金398万7,022円は、高崎市・安中市消防組合ほか5一部事務組合消防指令事務協議会の負担金減額によるものが主なものであります。

続きまして、右側備考欄に二重丸で記載された項目のうち主なものについてご説明いたします。備考欄2行目、一般経費ですが、29ページ、30ページをお願いいたします。物品借上料は、寝具のリース料及び複合機の借上料であります。備考欄1行目、応急手当啓発事業は、AED及び訓練用人形等を用いた応急手当普及講習会等を開催し、救命率の向上を図りました。125回の講習会を開催し、3,458名が受講いたしました。備考欄2行目、職員研修事業は、県消防学校に29名、消防大学校に1名、その他の研修に13名の職員を派遣し、知識や技能の向上に努めるとともに、必要な資格取得等に係るものであります。備考欄3行目、救急救命士養成事業は、救急救命東京研修所に1名を派遣し、新規救命士を養成しました。また、ICLS資格取得に2名、気管挿管や薬剤投与等の病院実習に5名を派遣し、救急体制の強化を図りました。令和5年度末で救急救命士は44名です。備考欄4行目、職員健康管理事業は、B型肝炎等各種感染症の抗体検査、予防接種及び特定業務従事者健康診断等を行いました。備考欄5行目、消防庁舎管理事業は、施設の冷暖房設備、電気設備、浄化槽等の保守点検業務委託等を行い、施設を適切に管理いたしました。備考欄6行目、車両維持管理事業は、消防自動車、救急自動車など33台に係るタイヤ交換、修繕、車検及

び定期点検等を行いました。備考欄7行目、業務用備品管理事業は、消防用資機材、救急用資機材等の修繕、救助用ロープ、油吸着材、配置計画に基づく消防用ホース、化学防護服及びAED等を購入しました。

31ページ、32ページをお願いいたします。備考欄1行目、職員被服貸与事業は、新採用職員4名を含む職員の制服及びセパレート型防火服等を購入し、貸与しました。備考欄2行目、救急事業は、感染防止用品、薬剤投与薬品、三角巾及び酸素ガス等を購入しました。また、北関東循環器病院、渋川医療センターからの応急手当ての指示及び救急資機材の点検に係る経費であります。備考欄3行目、緊急援助隊事業は、令和6年1月1日に発生した能登半島地震に係る緊急消防援助隊の活動経費であります。備考欄4行目、消防共同指令センター運営事業負担金は、高崎市・安中市消防組合ほか5一部事務組合消防指令事務協議会の負担金であります。

2目消防施設費は、消防施設の建設及び車両更新に係る経費であります。初めに、主な不用額のご説明を申し上げます。不用額欄4行目、12節委託料220万8,500円は、西分署建設工事監理業務委託に係る契約差金であります。不用額欄5行目、14節工事請負費6,416万3,592円は、東分署及び西分署建設工事に係る契約差金であります。不用額欄7行目、17節備品購入費108万9,800円は、東分署の庁用備品及び事業用備品に係る契約差金であります。

備考欄1行目、消防自動車等購入事業は、東分署に配置している消防ポンプ自動車及び北分署に配置している高規格救急自動車を更新いたしました。備考欄2行目、消防庁舎建設等事業は、西分署の建設工事、工事監理委託及び東分署建設工事の令和5年度分であります。

以上で消防費のご説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

**議長（安カ川信之議員）** 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

**事務局長（島田志野）** 続きまして、6款からご説明いたします。

33ページ、34ページをお願いいたします。6款教育費の執行率は49.4%でありました。1項保健体育費1目体育施設費は、環境クリーンセンター建設時に地元対策施設として建設した広域圏運動場の維持管理を実施したものであります。備考欄の運動場管理事業は、運動場の除草や樹木剪定に係る維持管理経費が主なものでありますが、令和5年度は老朽化した遊具やテニス用ボールの撤去、樹木の伐採を行いました。

7款公債費の執行率は100%でありました。1項公債費1目元金、備考欄、元金償還金は、過去に借り入れた組合債に係る償還金であります。なお、令和5年度末の組合債現在高は22億1,428万1,583円となりました。

以上で議案第12号の説明を終わります。ご審議の上、ご認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

**議長（安カ川信之議員）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑に対しては1人3問として、1回目の質疑は登壇して行い、2問目以降は自席にてお願いいたします。

ご質疑ありませんか。

4番、田村なつ江議員。

(4番田村なつ江議員登壇)

**4番(田村なつ江議員)** 皆さん、改めましておはようございます。4番、田村なつ江です。議案第12号令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算について1点質疑をさせていただきます。

決算書19ページ、20ページ、2款総務費2項ふるさと市町村圏事業費1目活動事業費、備考欄2行目、広報事業50万1,644円、参考資料は5ページとなります。住民にとってごみ、救急、消防、火葬場についての実際に身近なことでありますけれども、広域自体、組織自体どのようなものであるかということ自体が住民にあまり伝わっていません。年1回発行している広報紙、広域だより、組合事業の情報提供やPRに努めたとしていますが、もっと住民に伝える、広報する必要があると思いますが、年1回の広報紙をどう評価してきたのかお聞かせください。

**議長(安力川信之議員)** 島田事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

**事務局長(島田志野)** ただいま田村議員より広報に対する評価ということでご質問をいただきました。広報につきましては、以前は年に2回の発行となっておりますが、近年は年1回の発行、7月に発行することに切り替わっております。また、ホームページ等も活用しているということもございまして、なかなか紙ベースのものを見ていただくということが最近少なくなっている、タイミングが少なくなっているのかなというふうにも考えております。そういった中で、広報紙だけではなく、ホームページのほうもごらんいただけるような、そういった活動に努めていくというところで、現在広報紙年に1回というふうに切り替えております。タイミングといたしましては、広域組合の職員の採用ですとか、また広域組合で昨年度1年に行った事業、活動、そういったものを皆さんに知っていただくようにということでは努めておりますが、今田村議員がおっしゃっていたように、なかなか伝わっていないのかなというふうにも思っております。内容につきましては、ページ数も少ないことですので、しっかり精査をして皆様に伝えていけるようにしたいと考えておるところでございます。

**議長(安力川信之議員)** 4番。

**4番(田村なつ江議員)** ただいま答弁いただきました。以前は2回発行だったということですが、これ現在1回にしたのは、紙ベースでなかなか見てもらえないから、ホームページ等で周知ということがありますけれども、2回であって、現在1回にしたらなおさら見てもらえない。そうでなくても私たちのところ、渋川市のところでもなかなか広報しづかわ自体も見ることが少ないということであって、まあホームページ等、それももちろん必要だと思いますけれども、しっかり今後精査をしてということは、今まで精査をしていたのかどうなのか、どのようにまた精査していくのか、これしっかり努めていかないと、今広域議会に例えば今日行くのだよなんて市民の方に言っても、先ほども私言いましたけれども、広域自体があること自体が、どのような組織でどうなっているのだということ自体が分かっていないということは、今さら精査するべきではないけれども、していないのであれば早急に精査するべきだと考えます。今後構成市町村の負担金が増えてきて、さらに増えてきますよね。そのことについてさらに、今分かっていない状況で、ただここが負債抱えて負担金がこうだということだけでなく、さらに住民に伝えることは重要であると思います。いろいろな方法が考えられると思いますけれども、一つの方法としては吉岡、榛東、渋川



で連携して住民に周知する、また市町村各自自治体で広報していくほうが分かりやすいのかもしれませんが。1回の広域だよりですと、現在住民の関心がないと考えます。また、議会での審議内容、これせつかく審議している内容等についてどこで周知されているのか、今の状態、何をしているのかも分かっていない住民が大半だと思います。このことの見解を求めます。そして、今後しっかりと住民に伝える、周知することをお願いし、質疑を終わります。

**議長（安力川信之議員）** 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

**事務局長（島田志野）** 田村議員から重ねてご質疑いただきました。確かに広域組合の発行しております広域だより、またホームページ等はなかなか市民、また住民の皆さんの目に触れないというふうに私どものほうでも承知をしております。ですので、先ほど田村議員よりもご提案をいただいておりますように、やはり広域市町村の広報ですとか、またホームページですとか、そういったところでもぜひ皆さんに広域組合を知っていただくような仕掛けというのをしていければというふうに考えております。ご提案ありがとうございます。また、議会の活動につきましては、議会の議事録はホームページに掲載しておりますが、そちらもなかなか目につく機会が少ないと思います。こうしたものも皆さんの目に触れるように努めてまいりたいと考えております。ご提案ありがとうございます。

**議長（安力川信之議員）** 8番、廣嶋隆議員。

（8番廣嶋 隆議員登壇）

**8番（廣嶋 隆議員）** 8番、廣嶋です。決算調書及び参考資料をごらんください。9ページです。9ページ、(4)、ごみ処理事業、中段のA、ごみ処理の状況について。令和5年度のごみ搬入量は、一般のごみが前年比で798.27トン減少、事業系では前年比較で173.21トン増加。次、10ページごらんください。10ページの表の下の合計、前年度比較とあります。一般では、3市町村とも前年と比べて減っております。総量が971.48。まず、減った要因についてお伺いすると、事業系では吉岡町が130.56トンと他市村と比べると大幅に増えております。なぜ吉岡が人口が渋川の3分の1に対して、渋川の46.92の約3倍弱になっている、この要因についてもお伺いいたします。以上でございます。

**議長（安力川信之議員）** 島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

**事務局長（島田志野）** ただいま廣嶋議員よりごみが大幅に増えた理由、それから吉岡町のごみの搬入量が増えている理由ということでご質疑ございました。大変申し訳ありません。そちらについては、こちらで把握ができておりません。事業系のごみ等が増えているということはあるとは思いますが、理由まではこちらのほうでつかんでおりません。大変申し訳ございません。

（3番板倉正和議員午前10時57分退席）

**議長（安力川信之議員）** 検証していないということですので、どうでしょうか。答えられないそうです。8番。

**8番（廣嶋 隆議員）** 一般系のごみの減量も把握していないということですか。つまり広域として何かイベント打ったり、減量についてチラシをまいたり、そういうことの結果が前年比971トン減になったという、そういうところをお聞きしたいのです。吉岡についての事務系の130トン、突出していることについて

ては了解いたしました。一般のごみについての、これ令和4年度についてもトータルで276トン減量しているのです。このところ一般系のごみは年々減少傾向にあるわけです。そういう中において、令和5年度、これ3市町村ともみんな減量になっているわけですね。要は先ほど言ったような理由があつての減量になったのかどうかをお聞きしたいということです。お願いします。

(3番板倉正和議員午前10時59分出席)

**議長(安力川信之議員)** 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

**事務局長(島田志野)** 廣嶋議員より重ねてのご質疑でございます。整体的にごみの量が減っている、搬入量が減っているということでございます。細かいことといたしますか、組合としては何か働きかけをというのは、広報等ではもちろん呼びかけはしておりますが、どちらかという構成市町村のほうの働きが大きいのかなというふうに組合のほうでは考えております。また、今後につきましてはさらにプラスチックごみも分別していただくようになりますので、さらにその分が減っていくのかなというふうに推察はしております。

**議長(安力川信之議員)** 8番。

**8番(廣嶋 隆議員)** 以上で終わりにします。

**議長(安力川信之議員)** 5番、田中猛夫議員。

(5番田中猛夫議員登壇)

**5番(田中猛夫議員)** 令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算について質疑を行います。

決算書12ページ、有価物売払収入、これの契約方法についてお聞きをします。

**議長(安力川信之議員)** 外丸事業課長。

(事業課長外丸正一登壇)

**事業課長(外丸正一)** 先ほどの田中議員からの質問にお答えいたします。

有価物の売払いにつきましては、鉄だとかアルミニウム、それから……

(「契約方法だけ」と呼ぶ者あり)

入札で終わっております。

(「入札は何の入札」と呼ぶ者あり)

広域組合の随意契約審査会の中で指名をした業者で指名競争入札。

**議長(安力川信之議員)** 荒井清掃センター所長。

(清掃センター所長荒井一浩登壇)

**清掃センター所長(荒井一浩)** アルミ、不適物、鉄ですか、それぞれ単価契約なので、随意契約、見積もり合わせになります。複数単価契約ということで見積もり合わせです。

(「随意契約でいいんでしょう」と呼ぶ者あり)

随意契約です。以上です。

**議長(安力川信之議員)** 5番。

**5番(田中猛夫議員)** この監査意見書の中で、取引価格の下落によって売払収入が減ったということなの

ですよね。だけれども、随意契約で、予定価格はどのように定めているのですか。当然に市場価格を反映した予定価格を設定をし、随意契約といえども当然にその単価について予定価格を出してやっているわけですよね。その部分についてどのように入札を執行しているのかお聞きをします。

**議長（安カ川信之議員）** 事業課長。

（事業課長外丸正一登壇）

**事業課長（外丸正一）** 先ほどの説明にちょっと不足もあったと思うのですが、金額的に、広域の随意契約審査会で行うのですけれども、その中で広域圏内でそれに対応できる業者4者ぐらいをピックアップしまして、予定価格を定めない見積もり合わせをいただきまして、そのような形で業者を決めております。以上です。

（「単価決めなくてできるんですか。ちゃんと説明してください」と呼ぶ者あり）

単価は見積もり合わせの都度に、そもそも例えばアルミニウムですとか鉄ですとか単価の変動が激しいものですから、見積もり合わせ時に要は一番単価の多い見積もりを採用しているということになります。

**議長（安カ川信之議員）** 5番。

**5番（田中猛夫議員）** 一番高くても、それが市場の取引価格より低かったらどうするのですか。ちゃんと決めなければ駄目でしょう。誰にも説明できないじゃない、じゃあ。随意契約で市内の業者が4名で一番高い業者に決まる。そういう入札の執行の仕方はないのです。できるわけないでしょう。時に4,300万円を売り払うのです。しっかりと市民の人に説明をできる、そして公平公正な入札でしたよということが立証できる契約体制にしなくては駄目でしょう、こんなの。管理者、このところどうお考えなのですか、お聞きします。

**議長（安カ川信之議員）** 高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

**管理者（高木 勉）** 契約事務については、適正に今後とも進めてまいります。

**議長（安カ川信之議員）** ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（安カ川信之議員）** ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第12号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（安カ川信之議員）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（安カ川信之議員）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり認定されました。

日程第4 議案第13号 令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正  
予算(第2号)

議長(安力川信之議員) 日程第4、議案第13号 令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木管理者。

(管理者高木 勉登壇)

管理者(高木 勉) ただいまご上程いただきました議案第13号 令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入では前年度繰越金と特定財源の増減等による市町村負担金の財源調整であります。歳出では、人事院勧告等を踏まえた各款の人件費を整理する予算、事業費の確定による入札差金を減額する予算が主なものであります。また、債務負担行為の追加及び地方債の変更など、予算補正の必要が生じたので、ご提案申し上げるものでございます。

内容等につきましては、事務局長からご説明申し上げますので、よろしくご審議いただき、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長(安力川信之議員) 続いて、議案の説明を求めます。

島田事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) 議案第13号 令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算(第2号)につきまして内容のご説明を申し上げます。

補正予算関係議案書の1ページをお願いいたします。令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによりたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,042万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億5,831万6,000円としたいと思います。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によりたいと思います。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正によりたいと思います。

第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正によりたいと思います。

4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正は、債務負担行為の追加で、環境クリーンセンター運転管理業務委託であります。当施設の運転管理業務は特殊性が高いことや施設の老朽化が進んでいることもあり、安全で安定した運転には技術の蓄積及び知識が必要であると考えます。このことから業務の適切な運転管理を重視し、5年程度の委託期間が必要と考え、債務負担行為をお願いするものであります。

5ページをお願いいたします。第3表、地方債補正は、限度額の変更であります。起債の目的欄1行目、高機能消防指令システム更新整備事業、2行目、救急自動車整備事業、3行目、消防庁舎建設等事業は、

いずれも入札差金の不用額を減額したため、起債対象事業費について減額になったもので、高機能消防指令システム更新整備事業が限度額1億5,110万円から1,590万円を減額し、1億3,520万円に、救急自動車整備事業が限度額3,580万円から610万円を減額し、2,970万円に、消防庁舎建設等事業が限度額3億40万円から3,400万円を減額し、2億6,640万円とするものであります。これによる補正後の限度額の総額は、4億3,500万円となります。

8ページ、9ページをお願いいたします。2の歳入につきましてご説明申し上げます。なお、これからの説明は、款項目につきましては左側のページを、節、説明欄につきましては右側のページをごらんください。1款分担金及び負担金1項負担金は、市町村負担金で7,416万円を減額するものであります。主な減額の理由は、前年度繰越金の充当によるものであります。

8款繰越金1項1目1節の説明欄、繰越金は7,824万9,000円の増額であります。これは、前年度の決算剰余額が確定したため、約2分の1に当たる額を歳入として受入れするものであります。

9款諸収入2項2目1節雑入の説明欄2行目、指定管理者納付金は1,244万9,000円の増額であります。これは、令和5年度渋川広域斎場しらゆり聖苑の収支決算において発生した電気使用料の剰余額分を指定管理者から返還させたものであります。

10款組合債につきましては、5ページの地方債補正において説明いたしましたので、説明は省略させていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。3の歳出についてご説明申し上げます。初めに、各款にわたり人件費の補正をお願いしておりますが、ここで一括して説明させていただきます。人件費につきましては、令和6年度の職員人事異動、市町村共済組合負担金率の改定、令和6年人事院勧告に係る改定及び応募認定退職の特別負担金に対応するための補正であります。人件費総額で4,842万5,000円の増額補正となります。内訳として、改定に伴う所要額は5,051万7,000円の増で、人事異動に伴う給料、職員手当は901万6,000円の減、共済費は48万2,000円の増となります。また、応募認定退職による特別負担金は692万4,000円の増であります。

なお、本組合職員の給与条例等は渋川市職員の例によるとされておりますので、渋川市で条例改正が議決された後に執行いたしますが、あらかじめ人事院勧告ベースで予算措置をお願いするものであります。

続きまして、人件費以外についてご説明申し上げます。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の説明欄2行目、派遣職員給与費は618万円の増額であります。これは、派遣職員が1人増員となったためであります。

3款衛生費は、12ページ、13ページをお願いいたします。2項清掃費1目ごみ処理施設費の説明欄2行目、清掃センター管理事業は3,383万4,000円の減額であります。これは、燃料費単価と使用量の減及び運転管理業務委託料の入札差金によるものであります。説明欄3行目、焼却施設維持管理事業は260万1,000円の減額であります。これは、薬品の単価の減によるものであります。

5款1項消防費1目常備消防費は、14ページ、15ページをお願いいたします。説明欄1行目、消防共同指令センター運営事業は1,585万5,000円の減額であります。これは、整備工事費及び施工監理業務に係る契約額が確定したことによる負担金の減額であります。

2目消防施設費の説明欄1行目、消防自動車等購入事業は684万4,000円の減額であります。これは、高

規格救急自動車の購入に係る入札差金によるものであります。説明欄最下行、消防庁舎建設等事業は3,391万4,000円の減額であります。これは、渋川広域消防署西分署の建設工事に係る工事監理委託料及び工事請負費の入札差金によるものであります。

なお、16ページ以降につきましては、説明は省略させていただきます。後ほどごらんください。

以上で議案第13号の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

**議長（安カ川信之議員）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（安カ川信之議員）** ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第13号の討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（安カ川信之議員）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（安カ川信之議員）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議員提出議案第1号 管理者において専決処分することができる事項の指定 について

**議長（安カ川信之議員）** 日程第5、議員提出議案第1号 管理者において専決処分することができる事項の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番、生方勇二議員。

（6番生方勇二議員登壇）

**6番（生方勇二議員）** ただいまご上程いただきました議員提出議案第1号 管理者において専決処分することができる事項の指定について、議案の説明をさせていただきます。

まず、提案理由であります。議案書3ページ下段にあります理由に記載のとおり、管理者において専決処分することができる事項を新たに指定するものであり、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議規則第14条の規定により提出するものであります。

提出者は、板倉正和、田村なつ江、田中猛夫、廣嶋隆、田邊寛治、望月昭治、角田喜和各議員と私、生方勇二であります。

別紙を朗読し、説明をいたします。議員提出議案第1号 管理者において専決処分することができる事

項の指定について。地方自治法第180条第1項の規定により、管理者において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

記といたしまして、法律上、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の義務に属する1件100万円以下の損害賠償の決定及び和解に関することであります。これは、これまで1件50万円以下として指定していたものを100万円以下に指定するもので、時代の趨勢に合わせたものであります。

附則1として、この議決は議決の日以降のものから適用するものであります。

附則2として、管理者において専決処分することができる事項の指定について（平成23年2月17日議決）を廃止することは、これまで1件50万円以下としてきたものを廃止するものであります。

以上、簡単ですが、提案説明といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

**議長（安カ川信之議員）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

15番、小池春雄議員。

（15番小池春雄議員登壇）

**15番（小池春雄議員）** ただいま説明がありましたけれども、専決委任の議決を50万から100万に上げるということなのですけれども、これまで50万で済んだものが100万になるという、上げなければならない根拠、時代の背景とかというのが説明でありましたけれども、実際にここ3年間の専決委任の議決の内容についてはいかがだったでしょうか。

**議長（安カ川信之議員）** 6番、生方勇二議員。

（6番生方勇二議員登壇）

**6番（生方勇二議員）** ただいまの質問にお答えいたします。令和5年7月議会報告、和解及び損害賠償の金額が42万2,551円、平成30年10月議会報告で平成30年8月7日和解成立、損害賠償金額が45万7,397円あります。

**議長（安カ川信之議員）** 15番。

**15番（小池春雄議員）** ただいまの回答ですけれども、今の回答ですと50万円を100万円にする根拠がないではないですか。50万で足りるではないですか。それを100万にしなければならない理由は何だったのですかと私聞いたのです。専決委任ですかね、要するに今までこれが出るまで、時代の趨勢で50万を越す案件が近年いっぱい出てきているのだと、だから今の専決委任の議決では間に合わないのだと、だから100万にするというのだったらこれいくと思います。ああ、なるほどなど。でも、今のこれ間に合っている以上は、だってこれまでもなかったということであれば、そこを100万にする理由ってない、根拠がないではないですか。だから、その根拠を示してくださいと言ったのです。だから、どこからそういう話が出てきて皆さんが提案したのか、ちょっとそこが理解しにくいのです。私が聞いていることに納得できる回答をしてください。

**議長（安カ川信之議員）** 6番。

（6番生方勇二議員登壇）

**6番（生方勇二議員）** ただいまの質問にお答えいたします。

この提案は、各市町村でも近年50万から100万円に引き上げております。これ多分全国的な傾向ではないかと思えます。先ほど私のほうで説明した47万というのは、もう既に50万に近いということ、それらの

こと、また時代を踏まえた対応をこれからしていくという形の中で、それぞれの市町村もそれにのっとった対応をしているものということで今回提案させていただきました。

**議長（安力川信之議員）** 15番。

**15番（小池春雄議員）** 1つだけ、間違えると、これが額が大きくなっていくと、議会無用論というのが出てくるのです。確かに専決委任の議決というのは市町村でそれぞれ違ってきます。専決委任が10万のところもあれば30万のところ、50万のところ、100万のところもあります。大きくなっていくと専決委任の議決が多くなってきますけれども、というのは、そういうものがあつたときに、時代に対応できなくなったから、変えるというならいいのです。50万近いもので、まだ50万超していないのです。そうであれば、事故があつたというときの損害賠償が発生したということであれば、お金を払う前にこれはどういうことであつたのかということをやっぱりしっかりと調査する必要というのが、議会の皆さんそのために議員としていられるわけですから、どこに問題があつたのだと、問題があればそこから改善しなければならないという段取りを踏んでいくのが本来のものだと思うのです。それを野放図に上げていってしまうというところに私は問題あると思います。ですから、先ほど言いましたけれども、ただあちこちでやっているというのではなく、実際には皆さんの市町村はどうなっているのですか。それで、私はこれをそういうことでみんな調査した上でこうなつたのかと、どうかということを確認したいのです。群馬県、どこがどうだということも確認してもらいたいけれども、実際にこの広域組合で発生していて対応し切れなかつた経過があるから、こういうふうにしましようとするのだつたら私もすごく納得できるのです。それが無いというのはちょっと説明に苦しいのではないですか。提案者がいて、賛成者がいるから、そういうことになつたのでしようけれども、その辺について、要するに私は最終的には議会の議決、議決案件を自分たちから放棄をしていく形になるわけなのですけれども、こういう形で、本来こういうものでいいのかどうかということを確認したいのですけれども、いかが思いますか。3回ですから、これ以上言いませんけれども。

**議長（安力川信之議員）** 6番。

（6番生方勇二議員登壇）

**6番（生方勇二議員）** 先ほど説明した内容については、金額等についてはまだ50万円には達していない。しかしながら、50万円に近づいている。また、現在の時代の流れからして当然金額は上がってくる。保険料等も上がってくるということもございます。それと、私のところの議員ですけれども、榛東村でも前々回の定例会において提案されたものと同じものを可決しております。また、渋川でも既に100万円になっているのだと思います。それらも踏まえて、広域もそれにのっとって改正すべきというふうに考えており、提案したものです。

**議長（安力川信之議員）** ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（安力川信之議員）** ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（安力川信之議員）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。



本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

**議長(安力川信之議員)** ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(安力川信之議員)** 起立多数であります。

よって、議員提出議案第1号 管理者において専決処分することができる事項の指定については原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 一般質問

**議長(安力川信之議員)** 日程第6、一般質問を行います。

申合せ事項により質問の時間は答弁を含めて1時間以内といたします。質問の形式は、1回目は一括質問方式で、2回目以降は一問一答方式とし、回数の制限はいたしません。質問の方法は、1回目は登壇してお願いいたします。2回目以降は自席でお願いをいたします。答弁は、登壇して行うことといたします。

通告の順序により発言を許します。

1 次期最終処分場整備計画について。2 プラスチックごみの分別収集について。

8番、廣嶋隆議員。

(8番廣嶋 隆議員登壇)

**8番(廣嶋 隆議員)** 8番、議長への通告に基づき一般質問をいたします。

1、次期最終処分場整備計画について、(1)、令和6年度の測量、地質調査の進捗状況について伺います。①、令和6年5月下旬までに業者を決定とありましたが、測量調査と地質調査は9月末現在、全体の何%終了したのかを伺います。

次に、2、プラスチックごみの分別収集について。プラスチックの分別方法について、渋川市、吉岡町、榛東村でもホームページで紹介しています。また、広域だより94号、今年7月1日発行にも分別収集についての掲載がありました。令和6年7月2日付の地元新聞によりますと、渋川市のプラごみの収集量は4月16.6トン、5月は28.6トンで、1か月当たりの想定52.5トンを大きく下回った、渋川市は1年間の分別収集量を約630トンと見込んだとあります。①、令和6年度の市町村別プラごみ予定収集量について伺います。

以降、詳細については自席に戻ってから質問をいたします。

**議長(安力川信之議員)** 島田事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

**事務局長(島田志野)** ただいま2点のご質問をいただいております。まず、次期最終処分場の関係で、令和6年度の測量、地質調査、こちらを9月末現在の全体で何%ということでございます。測量及び地質調

査の進捗状況であります。9月末現在において全体で約30%を終了したところでございます。現在のところ、こちらで予定しておりますほぼ予定どおりの進捗と考えております。既に終了している主な項目ですが、3級及び4級の基準点の測量、処分場予定地及び河川占用関係区域の現地測量ということで終わっておるところでございます。また、現在着手中の項目もでございますが、路線測量、また用地測量ということでございます。

続きまして、プラスチックごみの関係でございますが、プラスチックごみの予定収集量ということでございました。組合では、令和6年度のプラスチックごみの搬入予定量を広域圏全体で978トンと考えております。内訳といたしましては、渋川市が671トン、吉岡町が181トン、榛東村が126トンということでございます。この算定につきましては、令和6年度から開始されるプラスチックごみの収集に先駆けて、昨年度、令和5年度に実施した渋川市の環境美化推進協議会の渋川地区の支部長の方たち48世帯を対象とした試験結果を参考とさせていただいております。

**議長（安カ川信之議員）** 8番。

**8番（廣嶋 隆議員）** まず、全体の30%終了と伺いました。これは、測量調査については実施されているのですか。つまり、失礼。測量調査の後に地質調査とあります。これは場所が確定しなければ地質調査に入れないと思いますが、この30%というのは測量調査が30%終わったのか、そこのところをお伺いいたします。

**議長（安カ川信之議員）** 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

**事務局長（島田志野）** 先ほどの測量調査ということだけではなく、全体の30%が終わっているというようなことでございます。

**議長（安カ川信之議員）** 8番。

**8番（廣嶋 隆議員）** 次に、②、測量、地質調査において地権者とのトラブルや技術的な問題が発生していないかを伺います。

**議長（安カ川信之議員）** 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

**事務局長（島田志野）** トラブルですとか、そういった問題が発生しているかというご質問でございますが、現時点では測量業務や地質の調査においてもトラブルや技術的な問題は発生はしておりません。測量業務を行う際には、委託業者が現場作業を行うときの車両の駐車場所ですとか、そういったものも地権者の方をお願いをしまして、快く貸していただいているような状況でございます。今のところ反対意見もないような状況ですが、今後も丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

**議長（安カ川信之議員）** 8番。

**8番（廣嶋 隆議員）** トラブルがないということで、安心いたしました。

次に、令和6年度内に用地の確定はできるのでしょうか、伺います。

**議長（安カ川信之議員）** 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

**事務局長（島田志野）** 用地の確定であります。現在最終処分場の施設整備基本計画を作成しております。

そうした中で、10月に入りまして、委託業者から施設の配置案が提出されております。この施設の配置案につきまして吉岡町にも既に報告をさせていただいたところ、おおむねの了承はいただけましたので、その施設配置案を基に必要となる周辺用地の決定作業を現在行っております。土地の分筆作業等も含めまして令和6年度中には用地確定が完了できるものと見込んでおります。

**議長（安力川信之議員）** 8番。

**8番（廣嶋 隆議員）** 年度内には確定できるということで、これもまた安心しました。

次に、広域のホームページのトップに、新しい項目として一般廃棄物処理施設整備事業という項目が設定されました。令和6年度に入ってから、最終処分場に関する情報を広域のホームページに掲載したのか伺います。

**議長（安力川信之議員）** 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

**事務局長（島田志野）** ホームページの掲載でございますが、一般廃棄物処理施設整備事業の項目の中にある程度ご報告できる内容がまとまったとき、それから地元説明会を開催したとき、そうしたときに掲載するというを考えておりましたので、令和6年度に入ってから広域組合のホームページに現在は新たな情報を掲載しておりませんでした。しかしながら、議員おっしゃいますとおり、組合が広報する機会が大変少ないものですから、測量業務を行う業者が決定したときですとか、測量作業が順調に進められている、こうしたことなどは写真等を添付したりしながら、ぜひ細やかな情報を出していくことが必要かなと考えております。今後、注目情報ということでトピックスという最初のページに上がるような、そういった中で細やかな情報も公表していくように努めてまいります。

**議長（安力川信之議員）** 8番。

**8番（廣嶋 隆議員）** 2月の定例会で最終処分場やその他の施設の整備情報等については今後掲載していく予定と、これ答弁しているのです。今のお話ですと、私が話したから、では今後検討してもろもろ出しましょうと。それでは遅いのです。地元の人は期待しているのです。なぜ2月の答弁で言ったことができなかったのか。また、そのことは別にもまた答弁しているのです。今後の最終処分場の整備に関することは組合のホームページに順次掲載してまいりたいと。順次掲載ですよ。業者が決まった、スタートした、先ほど話あったようなことが本来は開示されていなければいけないことなのです。

次に、構成市町村のホームページから組合のホームページに飛べるようにと、これも2月のときに質問しているのです。そのときの答弁は、衛生担当の課長会議等があり、ぜひ提案をして取り入れられるようにしたいと。現状は、3市町村から組合へ飛べるような状態になっているのですか、お尋ねします。

**議長（安力川信之議員）** 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

**事務局長（島田志野）** 2月の段階で、各構成市町村のホームページから組合のホームページに飛べるようにというような話をさせていただきました。これにつきましては、各構成市町村の担当に提案をさせていただいておりますが、それについてはそれぞれの判断という形で、今現在状況はそのようになっているかと思えます。ただ、私どもとしましては廣嶋議員にもお話もしましたし、私どもとしてはぜひ組合のホームページを見ていただく大切な機会になると思えますので、引き続きお願いをする形で考えております。

議長（安力川信之議員） 8番。

8番（廣嶋 隆議員） ぜひホームページについては、特に吉岡の町民に関しては関心が大きいものですから、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、直面する最大の課題としては脱塩処理で発生する精製塩の問題があります。エコ小野上処分場では、敷地内に精製塩が貯留されている状況となっております。その後、精製塩の処理についての進展があったのか伺います。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 精製塩の処理については、大変大きな問題とっております。令和5年10月までは有価物として売却できておりましたが、売却先である共和メンテナンス株式会社の取引先であるエンドユーザーから購入を控えたいという申出があったということで、以後、残念ながら売却できていない状況が続いております。現在は、エコ小野上処分場の中に精製塩が保管されている状況が続いております。現在、また共和メンテナンス株式会社でも新たな取引先を探してくれておりますが、なかなか新規の販路の開拓に至っておらないというのも現状でございます。しかしながら、今後も精製塩が発生いたしますので、このままですと、議員がおっしゃるとおり、焼却残渣の埋立てにも支障が出てくるぐらいな量になってしまうと考えられますので、そうしたことを踏まえ、新規販路を模索しつつも、また廃棄物として処分することも視野に入れて考えなければいけないということで現在検討しております。なお、構成市町村の公共施設、特に学校等でも除草剤ということで使ってもらっております。現在も年間15トン程度は継続して使用してもらっていますので、そういったところをまた拡大していくということも進めていきたいと思っております。

議長（安力川信之議員） 8番。

8番（廣嶋 隆議員） 吉岡には令和12年4月から供用開始となる予定ですが、あと6年を切りました。難しい問題ですが、引き続き研究を続けていただきたいと思ひます。

次に、2番、プラスチックごみの分別収集についてお伺ひいたします。先ほどごみの予定量についてお話がありました。これは令和6年度、単年度だけで7年、8年、9年と3年、5年先までの予定量は算出しているのかお伺ひいたします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 予定収集量についてですけれども、令和6年度上半期の収集実績がまとまりましたので、その数値を基に今後5年間の見通しについては算定しております。回答させていただいてよろしければ回答いたします。令和7年度が590トン、令和8年度が655トン、令和9年度が720トン、令和10年度が781トン、令和11年度が842トンになるというふうに見込んでおるところでございます。

議長（安力川信之議員） 8番。

8番（廣嶋 隆議員） 先ほどこの算出量については48世帯を基準に算出したとお話がありました。しかし、令和4年6月の分別収集計画第10期というものがあるのです。これによりますと、算出したときは実績がないから、館林の人口が似ているというところを参考に算出したとあります。これ5か年間出ているので

す。なぜこれを参考にしなかったのかお伺いします。

**議長（安力川信之議員）** 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

**事務局長（島田志野）** 令和4年6月に作成しました第10期の分別収集計画でございますが、これは市町村から報告された令和5年から令和9年までの将来人口推移に基づいて記載をさせていただきました。分別収集計画につきましては、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の規定で計画期間は5年間ということで、また3年ごとに見直しすることということにもなっておりますので、こちらとしては次期の計画の見直しを行う令和7年度に将来人口推計の見直しも併せて行っていくというふうを考えておりますので、そちらで対応させていただきます。

**議長（安力川信之議員）** 8番。

**8番（廣嶋 隆議員）** 新聞発表の渋川市が年間630トン。しかし、先ほど渋川の年間のトン数の発表では671トンと。この違いはどこから来ているのでしょうか。

**議長（安力川信之議員）** 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

**事務局長（島田志野）** 渋川市と組合の予定収集量に差があるということでございますが、その理由につきまして渋川市にも確認を取らせていただきました。そうしましたところ、組合も渋川市も渋川市環境美化推進協議会渋川地区支部長48世帯、先ほどご説明しましたが、その48世帯対象とした試験結果から算定しておるといことは同じでありました。ただ、計算方法ですとか、基準とした世帯数のその取る時期が少し違っているということがございました。主な違いとしては、渋川市は1か月を4週間ということで捉えたようで、1世帯4週間当たりの排出量に12か月分ということで乗じて算出をして、630トンと出しておるといことでありましたが、組合につきましては1日当たりの排出量を求めまして、そこに365日分を乗じたということでありましたので、日数として29日分ぐらいの差が生まれてしまったというところで、そこが数量の差になっているということと感じております。どちらの計算方法が間違っているということではなく、考え方の違いだということ捉えていただければと思います。

**議長（安力川信之議員）** 8番。

**8番（廣嶋 隆議員）** 考え方の違い、それから計算の30日か1か月か、4週か、分かります。ただし、こうやって数字が表に出てくるといことは、私たち迷ってしまうのです。どちらが正しいとかという問題ではないというのは今お話で分かりましたけれども、こういう数字が表に出るといことは、しっかり広域のほうでも調整していただいて、何か発表するときは3市がばらばらに発表するのではなくて、当然広域の下発表できるような、そういうことで今後はお願いしたいと思います。

次に、②、現在広域のホームページには、ごみ処理の現状については可燃物、不燃物という別で搬入量を掲載しております。分別収集をしているペットボトルとプラごみの収集実績を広域ホームページに掲載する考えはあるのか伺います。

**議長（安力川信之議員）** 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

**事務局長（島田志野）** 分別収集開始初年度のプラスチックごみ、こちらにつきましては上半期分の収集実

績がまとまりましたので、圏域住民の皆様にご収集状況の周知のために組合のホームページのトピックスというトップページのところから見ていただけるような場所に掲載をさせていただいております。また、ペットボトルの搬入状況につきましては、前年度分の実績ということで、既にリサイクル施設の搬入状況という形で掲載をしております。プラスチックごみにつきましても、このリサイクル施設搬入状況の中で今後は一緒に併せて掲載していきたいと考えております。

**議長（安カ川信之議員）** 8番。

**8番（廣嶋 隆議員）** プラスチックごみの収集の現状をちょっと見ますと、4月―8月の5か月で渋川市の達成見込みは46.46、そして吉岡町の達成見込み率は87.96、榛東村については57.05と。吉岡は約90近い達成率なのですが、平均して55.5。今後、収集率の改善とか分別の意識等向上につながるようなインフォメーションもしくはもろもろ、その辺はどういうふうにお考えなのか。

**議長（安カ川信之議員）** 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

**事務局長（島田志野）** 今後の収集量を上げるためのインフォメーションということでご質問いただいておりますが、これにつきましては今現在でも構成市町村でもかなり強く周知を図るといえるのか、これからどんどんやっていこうというようなことで進めていただいておりますと承知しております。例えば渋川市などでは、分別収集のためのたちつてとということで、プラごみをどういふふうにやっていると集めやすいかということもしっかり考えて周知をさせていただいております。そうしたことをさらに進めていければということで、広域組合としましても併せて一緒に進めていきたいというふうにご考えておるところであります。

**議長（安カ川信之議員）** 8番。

**8番（廣嶋 隆議員）** 最後の質問になります。令和6年4月からのプラごみの分別収集により、最終処分場の埋立量に今後どのような影響を与えるのか伺います。

**議長（安カ川信之議員）** 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

**事務局長（島田志野）** プラごみの分別収集で最終処分場の埋立量の影響というご質問であったかと思えます。次期最終処分場の埋立容量につきましては、令和6年度から実施しているプラスチックごみ分別収集量も考慮して設定するというご設定がされております。次期最終処分場の供用期間を令和12年度から令和26年度までの15年間とした場合、プラスチックごみの分別収集量は全体で約1,600トンとなると見込んでおります。また、プラスチックごみを焼却した場合に発生する灰の量については、清掃センターで定期的に行っている灰分測定、灰の分量の測定ということですが、この実績により求めますと、灰の発生率が1.73%であるということから、1,600トン焼却した場合、約276.8トン、立方メートル換算では約207立方メートル分の灰が発生するということが見込まれておりますので、その分の埋立量が削減できるというふうにご考えております。削減量自体が少ないため、次期最終処分場の埋立容量に大きな影響を与えるかというとなかなか難しいところではあります。ただより多くのプラスチックについて分別していただかなければいけないのも事実でございますので、そちらの周知はこれからも引き続き努めてまいりたいと思っております。

議長（安力川信之議員） 8番。

8番（廣嶋 隆議員） データから見ますと、可燃ごみの焼却量、これは10%から11%が焼却残渣及び飛灰として残ると、計算上このようになっているのですが、今後、先ほど私が決算のところで質問しましたように、いかにごみを出さないか、そこについて2年間減量になっている、それについては広域としては特に要因としてはお答えいただかなかったわけです。今後ごみを減らして、飛灰とか残渣を減らすためにもいろいろな広報を通して、またホームページを通して広域住民に訴えていただいて、今後予定されている容量についても小野上に比べて約1万立方ですか、7万から6万になるということですので、ぜひその辺も踏まえて今後対応していただきたいと思って、私の質問を終わります。

議長（安力川信之議員） 以上で8番、廣嶋隆議員の一般質問を終了いたします。

---

休 憩

午後零時02分

議長（安力川信之議員） 休憩いたします。

---

再 開

午後1時

議長（安力川信之議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

発 言 の 訂 正

議長（安力川信之議員） 当局側から発言の申出がありましたので、この際これを許します。

島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 午前中の廣嶋隆議員よりの一般質問におきまして、私のほうで発言に間違いがございました。訂正をさせていただきたいと思います。

内容につきましては、次期最終処分場の供用期間15年間の場合のプラスチックごみの分別収集量についてでございます。私のほうで1,600トンと発言をしてしまいました。正しくは1万6,000トンでございました。大変申し訳ございません。訂正をお願いいたします。

---

議長（安力川信之議員） 通告の順序により、1 エコ小野上最終処分場スラグ撤去。2 ゴミの減量化。

15番、小池春雄議員。

（15番小池春雄議員登壇）

15番（小池春雄議員） それでは、通告に従いまして質問を行います。

まず、第1点目でありますけれども、エコ小野上処分場のスラグ撤去についてであります。これまでの答弁は、私がエコ小野上処分場と言うと、旧小野上処分場と言い直しをします。広域組合では納品記録もないのに1期工事だと決めつけていますけれども、証拠がないので、私はそう思いません。あったら提出をしてください。これまでの回答は大同特殊鋼株式会社の側に立った答弁だというふうに私は思います。これまでも何度か質問していますが、令和元年10月にエコ小野上処分場建設工事に伴う碎石の調査及び契約に関する調査特別委員会ができ、12回の調査を重ね、大同特殊鋼株式会社から撤去を求めてきました。管理者から撤去を求めていくとの発言があり、応じない場合は裁判も辞さないとの確固とした態度で臨むことを全会一致で決定し、目的は達成されたと委員会は終了いたしました。このことは議会でも申し上げております。しかし、それから5年近くの日々が経過していますが、いまだ解決に至っていません。聞いていますと、前進どころか後退しているとしか私は思えません。さきの議会でも質問していますが、平成24年エコ小野上処分場に入れられたスラグですが、県に情報開示請求をした結果、スラグが983台エコ小野上処分場に搬入されているという資料が出ております。これはスラグが有害な廃棄物に限定される過程で出てきた資料であって、県廃棄物・リサイクル課が調査した結果ですので、間違いなくエコ処分場に入っていると私は思っております。他方、広域圏組合事務局は確かにその983台の搬入記録を認めていますけれども、いろいろな紆余曲折があったものの、それは切り込み碎石40-0だと述べております。これは、令和6年2月21日の議事録47ページにも記載をされております。この切り込み碎石40-0について、角田議員が平成25年1月8日、補強土壁は9月以降に切り込み碎石40-0をどこに使ったのか文章で尋ねると、仮設工事で5,500立米使用したと回答があったそうですが、このときの写真はサンドマット工事の写真が添付をされていたそうです。このサンドマット工事は、裁判ではOHKIから山砂が500立米納品されたと広域圏事務局が主張をしていました。全くつじつまが合っておりません。一体平成25年1月8日に切り込み碎石40-0、6,055立米はどこに使われたのでしょうか。これについてお伺いします。ちなみに、サンドマット工事は再生砂の設計で組まれています。そこで山砂が使われたとの説明が裁判で行われましたが、裁判所はだませても私はだませません。結果、何が何だか事務局は私の追及に説明ができておりません。確認しますけれども、40-0はどこへ使われたのですか、お伺いをします。

話は戻りますけれども、40-0はどこに使ったのか答えられないようなので、前回、令和6年2月21日議会でお話をした納品伝票のお話を復習します。裁判の中で、佐藤建設工業はRCを納入したが、社員総出でC40に書き換えたと佐藤社長が証言しております。裁判の証言ですので、最初にRC40-0とした碎石が納品されています。ここに渋川市古巻公民館建設予定地に敷設された佐藤建設工業のRC40の試験表があります。試験表の表題は再生碎石RC40となっておりますが、下のほうを見ますと、スラグ混合碎石となっております。これは一つのだましです。試験表が物語っていますけれども、佐藤建設工業の再生碎石RC40は実はスラグのことなのです。また、私が新たに着目したものが、県の開示資料で出てきた佐藤建



設工業の作業日報があります。後で議員の皆様も見てください。これは、ダンプの運転手が1日の終わりに会社に出す資料です。そこで小野上処分場にRC40を運んだとしっかり書いてあります。ほかにC40を搬入だと書いてあります。運転手はRC40とC40の区別ができています。繰り返しますが、佐藤のRC40はスラグです。

整理しますと、群馬県は資料開示でエコ処分場にスラグが983台納入されているとの資料を出しています。983台とは約5,500から6,000立米になると聞いています。そして、広域圏事務局は使用したとする切り込み砕石40-0の6,055立米がどこに使われたか説明ができておりません。また、佐藤建設工業はRCの伝票をCに書き換えた、つまり再生砕石RC40の伝票は切り込み砕石40-0に書き換えたと言っています。したがって、はっきりしているのは、佐藤のリサイクル砕石が6,000立米納品されていて、そしてまた群馬県廃棄物・リサイクル課もスラグが983台、5,000から6,000立米納品されたと言明しているということでもあります。

今渋川市では古巻公民館予定地のスラグ撤去が進んでいますけれども、10センチメートル敷設されたスラグからフッ素がしみ出し、土壌深さ1メートルにわたって土壌汚染しているそうです。エコ小野上処分場のスラグをゴムシートを敷いていない取付け道路や広く全体に使われていると考えています。アスファルトで蓋をされていても、処分場は坂が多いので、横から水が差し、古巻公民館のように直下の土壌を汚染していることが容易に想像できます。今撤去しないと将来に禍根を残すことになります。群馬県廃棄物・リサイクル課はスラグを廃棄物に認定していますが、平成14年以降のスラグは確実に産業廃棄物であって、その製造と運搬に関わった者が特定されております。この原因者がいるのですから、その者たちにもスラグ撤去を求めるべきであります。

スラグ撤去の根拠ですが、まずエコ処分場は一般廃棄物処分場であって、産業廃棄物処分場ではありません。一般廃棄物でない廃棄物は直ちに撤去すべきです。また、弁護士に撤去の相談をしたら、スラグは昔のものも含め六価クロムなどの有害物質が含まれて、エコ処分場の土地を日々毀損しているのです。所有権に基づく妨害排除請求を行使し、佐藤建設工業や大同エコメット、そして大同特殊鋼株式会社にスラグを撤去させることができるというアドバイスをいただきました。皆さんはこれをどのように思うでしょうか。基準を上回る被覆で済ませてよい問題ですか。基準を上回る廃棄物の処理は法律ではどのようになっておりますか。エコ小野上処分場の搬入路では基準値を上回る廃棄物が入っていますので、調査をすれば済むことであります。疑わしいと懸念されている場所の調査をすべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

搬入者についてはどのように考えているのか。一義的には搬入者の責任だというふうに思いますけれども、見解はいかがでしょうか。私はこれまでの経過を弁護士に相談すると、所有権に基づく妨害排除請求を行使し、撤去できるのではないかとアドバイスをいただきましたけれども、ぜひスラグ撤去を請求する必要があると思いますけれども、これについての見解を問うものであります。

続きまして、2点目でありますけれども、ごみの減量化、資源化の取組についてであります。この件につきましても何度か質問していますが、これまでに管理者からよい回答を得ているところですが、廃棄物処理は日進月歩です。新たな処理方法が出ていますので、職員は勉強し、時代に敏感でなくてはなりません。今の体制で十分果たせると思っておりますか。トップダウン、ボトムアップ、両方がとても大事です

が、現在どのようになっていると考えていますか、お尋ねをするものであります。また、残飯、夏の草、公園、家庭などの剪定枝、落ち葉処理などの資源化への今後の取組についてもお尋ねをするものであります。

それから、ごみの減量化の2点目でありますけれども、プラごみの回収が週1回始まったところでありまして、我がまちのほうでももっと増やしてほしいという声が多く出ております。先日担当の広域の組合に聞いたら、ストックヤードがあるので、集め方というのはそれぞれの自治体でいいのではないかとというような回答がありましたけれども、やはりこれは広域組合として音頭を取って、そういう要望があるのであれば、広域組合としてももう少しプラごみの回収方法を考え直してもよいのではないかとというふうに思っておりますけれども、この点についての見解を問うものであります。以上、よろしく申し上げます。

**議長（安力川信之議員）** 島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

**事務局長（島田志野）** ただいま小池議員よりるる質問をいただいております。まず、40-0がどこに入れられたのだというようなご質問があったかと思っております。これにつきましては、私ども最初から申し上げておりますように、エコ小野上処分場にはRC砕石は使用されていないというふうにこちらのほうではまた申し上げますが、使用したのが全て切り込み砕石ということで、これを佐藤建設工業から納品された切り込み砕石が納品数量としては6,060立方納品されております。この砕石が補強土壁の下部、下のほうに約553立方、それから残りの約5,500立方ですけれども、主に仮設工で使用したということでございます。仮設工につきましては、場内の仮設道路の整備ですとか、作業場の確保、地盤改良工事の補足などで使用したというものでございます。

それから、佐藤建設工業等に一義的には搬入者の責任ということで、スラグ撤去を請求すべきではないかということで見解を求めるとご質問であったかと思っております。こちらにつきましては、旧小野上処分場の搬入路に存置されております大同特殊鋼株式会社の鉄鋼スラグ砕石は、当時の運転管理を受注していた業者が荒天時、天気が悪いときのぬかるみ防止のために4回ほど敷きならしたというふうに聞いております。組合では、製造者である大同特殊鋼株式会社と鉄鋼スラグ製品の処理に関する基本協定書、こういったものを締結してございまして、目的としてはスラグ製品の処理に関する基本事項を定め、円滑な処理の遂行を図ることというふうになっております。このため、組合ではこの協定書に基づき、製造者である大同特殊鋼株式会社と協議、交渉、要望などを行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、ごみの減量化についてというご質問の中で、廃棄物の処理について日進月歩ということで、今の体制で職員が勉強して進めていくのができるだろうかというようなことでありました。トップダウン、ボトムアップ、こういったことについてのご質問でありましたが、これについて、廃棄物処理にかかわらず、管理者、また副管理者からは常に最新の情報を収集し、市町村と情報共有を心がけるよう指示をされております。こうした中で、廃棄物処理につきましては、組合や各自自治体の衛生担当者は他の自治体の先進事例を収集するよう心がけております。また、こうした職員が一堂に会する機会におきましてはこうした事例を紹介し合い、構成市町村が一体となって取り組めることがある場合は皆で取り組み、また各自自治体ごとに実施することを決めたものにつきましてはそれぞれにおいて行うということを進めてまいっております。ごみ減量化がさらに進むよう、現在も引き続き職員からボトムアップができるような情報収集を進め

ておるところでございます。

また、食料残渣や剪定した枝、落ち葉、そういったものを資源化できるか、そうした資源化に関する考えがあるかというご質問がございました。これにつきましては、食料残渣や剪定枝などは清掃センターに搬入されているごみのうち約4割程度を占めているというふうに承知しております。こういった有機性の廃棄物は資源として活用することでごみの減量化が推進できるものというふうに組合でも承知をしております。組合では、現在一般廃棄物の中間処理施設としまして、ごみ焼却施設である清掃センターやし尿処理施設である環境クリーンセンターを維持管理しておるところですが、新たに食料残渣や剪定枝等の資源化施設を設置することを考えますと、現状の施設では対応がなかなか難しいため、新たな機器の設置ですとか、それに伴う敷地の購入または拡張、こういったことが必要となり、多額の経費がかかることになってしまいます。組合の財源は、議員の皆様もご承知のとおり、市町村の負担金で賄われておりますので、現在ある施設のほかに新たな資源化施設を設置する場合には、構成3市町村が共同で資源化を行う方針が固まったり、そういった場合に新規の事業として実施できるものとなりますが、現状ではいずれの市町村も現在厳しい財政状況にあることを踏まえますと、こういった早急な資源化施設の設置を判断されるというのは難しいかなというふうにも考えております。そうした中でも、組合では老朽化した現し尿処理施設の更新を予定しております。こうした中では、今まではし尿、浄化槽汚泥のみを受け入れ、処理を行っていたところですが、次期の施設ではし尿、浄化槽汚泥以外にも、議員がおっしゃるような有機性の廃棄物ということで、今まで焼却処理していた農業集落排水の施設の汚泥ですとか、生ごみ、剪定枝、こういったものも受け入れて、助燃剤ですとか堆肥、こうしたものに再資源化することができる汚泥再生処理センター、こうしたものに整備していくということで現在方針として固めております。今ある施設の更新に伴って新規の機能を付加していくということで、資源化できるものは増やしていきたいという考えでおるところでございます。

プラごみの収集回数についてということで、広域組合のほうで音頭を取って進めてもらいたいということでもございました。ごみの処理につきましては、基本的には市町村が担うということになっておりますが、広域組合という組合もございますので、構成市町村と連携をしながら、何か進める方法があるかということでも調整を図っていきたいと考えております。

**議長（安力川信之議員）** 15番。

**15番（小池春雄議員）** 最初に質問したように、私がこういうふうに言うと必ず、スラグの問題を言うと、これはエコ小野上処分場ですというふうに回答するので、スラグが入っているのは前の処分場のときに入れたので、エコ処分場のときには使っていないのだというふうに主張しているのですよね。私は、エコ処分場に入れたと、入ったというふうに言っているのです。だから、前にも言いましたけれども、だったら1期工事のときにいつどの業者が、いつですよ、何年何月何日いずこに入れたものかというふうに記録があって、これが証明するものかということになれば、1期工事ですねというふうに理解できます。しかし、示さないではないですか。今までの前の人から聞いてみると、これは1期工事ですと。しかし、私が問題にしているのは、群馬県に資料開示請求をしたら、最初は群馬県は出さなかったのです。出さないものですから、不服申立てをして、そしていわゆる県の開示請求をする人たちが弁護士等も交えてどうするかということで、これは出しても問題ないのではないかと、出すべきだということになって出てきたこ

となのです。県が責任を持ってエコ小野上処分場に983台入れましたという証明なのです。県が証明しているにもかかわらず、広域圏のほうでは入っていない、入っていないというふうに言い張っているのです。ですから、私はここをちゃんと確認したいのです。まずはいつ入れたと、1期工事だというなら、ではいつ入れたのですかという証明するものがあるでしょうと、まず、その確認をさせてください。

**議長（安力川信之議員）** 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

**事務局長（島田志野）** 搬入路に存置されている鉄鋼スラグが1期工事だという組合のほうの主張についてということですが、まず初めにお答えさせていただくのは、小野上最終処分場、こちら旧小野上処分場になりますが、平成5年の3月から平成24年の2月まで埋立てをしていた小野上処分場と、それから現在のエコ小野上処分場、こちらは平成25年12月から埋立てを開始しております。こちらの小野上処分場と申しますのは旧小野上処分場としてこれからご説明をいたします。

ご指摘の1期工事というのが旧小野上処分場の埋立てをしています平成24年2月までのことをいまして、エコ小野上処分場が工事の契約となりましたのが平成24年の11月であります。1期工事と言われております部分の搬入路の鉄鋼スラグにつきましては、旧小野上処分場を埋立てしているときに搬入路がぬかるんでいるということがあり、平成17年の11月、平成18年の7月、平成21年の5月、そして平成23年の12月にそれぞれ使用したものであり、最後に使用した平成23年12月の年明け、平成24年2月には埋立てを終了しております。また、平成24年3月から平成25年12月までのエコ小野上処分場が完成するまでの間につきましては、民間の一般廃棄物処理施設を利用しておいたものでございます。こうしたことから、エコ小野上処分場の建設期間と旧小野上処分場の埋立ての期間は同時期ではないということから、搬入路の鉄鋼スラグは旧小野上処分場の埋立期間に搬入路の保全のため使用したものであって、エコ小野上処分場の建設時に使用したのではないというふうに考えております。

**議長（安力川信之議員）** 15番。

**15番（小池春雄議員）** あくまでも想像の話しているのではないですか。入れたのであれば、私さっきも言ったのですけれども、何年何月何日に何立米どこの業者が入れましたという、搬入した、そのものを出してくれと言っているのです。記録を、ちゃんとしたいいわゆる納品伝票なりとか、それを出してくれと言っているのです。

**議長（安力川信之議員）** 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

**事務局長（島田志野）** こちらについては、記録は残っておりますけれども、資料につきましては保存期限を過ぎておるということで、現状ではこちらにございません。

**議長（安力川信之議員）** 15番。

**15番（小池春雄議員）** これはもう10年以上前から質問していることですよ。ですから、ないことはないと思うのです。ないと言ってしまったら、なければ1期工事だか2期工事だか分からないでしょう。皆さんが1期工事だというのだったら、1期工事を証明するものを出してくれと言っているのです。証明するものを。私はそう思いますなんて証明にならないでしょう。これは昨日や今日始まったものではないし、10年も前からずっと質問している問題です。都合が悪いものは処分してしまうのですか。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 保存期限が決められているという中での対応でございます。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） 私はこれについては、先ほど言いましたけれども、10年以上前から質問している問題です。それからまだそんなにたっていない。その当時からそういう言い方してるだけで、最初はスラグは入っていませんと、1期工事にはありませんと、一切ありませんという回答だったのです。ありませんと。どなたか大きい声で入っているのではないか、入っているだろう、ちゃんと答えろと言ったら、入っていますと答えたのです。最初入っていないと言ったのです。それが入っていることになってしまったのです。どのように説明しますか。人が替わったから、知りませんと言われてしまうと、みんなぐちゃぐちゃになってしまいます。ですから、私さっきも言いましたが、10年も前からこの問題というのは質問しているのですから、それは当然なんでそのときは10年たっていませんから、あるべきものです。おかしいではないですか。これがはっきりしないと、皆さんの言っている1期工事だ、2期工事だ、私はエコ処分場だと、皆さんは1期工事だと言っているのです。それを証明するものがなければ1期だか2期だか分からないでしょう。先ほど言ったように、1期工事のときに入っていませんと言っていたのです。そこをどういうふうに説明しますか。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） こちらでスラグ碎石の集計という形での一覧というか、こちらのほうの控えはございます。それで納入日と納入業者等は押さえてはございます。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） そういうものは後からでも作れるのです。証明というのは、それがあから証明なのです。私が今日言ったのだったらそれはいいです。10年も前から言っているのです。そのときから出てこないのです。ずっと。だってそれはそうでしょうね。そんなもの存在しないのだから。最初はないと言っていたのです。議事録見てください。ずっと入っていません、入っていませんと言っていますから。あるとき入っているではないかと言ったら、はい、入っていますと答えて、今になったら今度は入っていないと言っていた記録が出てくるのですか。おかしいではないですか。ないと言っていたものが。都合が悪くなると記録がありますというような。そういう曖昧さがあるものですから、記録があるなら出してほしいと。でも、これ以上同じことを押し問答してもないのだから、出てこないのはもう明らかに分かっていますから、そこまでにしておきます。

それと、先ほど回答しました、私は先ほど質問の中でも言いましたけれども、私の手元にサンドマット工事では切り込み碎石40-0は使用していないはずですよというふうに言っているのですけれども、ここに写真があるのですけれども、上は、皆さんが言っているのが切り込み碎石、新材40-0を5,500立米仮設工事に入れましたということで、これが写真ですよと言ったものがここにあるのです。それから、これは角田議員が質問して、文章で質問したら、これですよというふうに出したもののなのです。それと同じものが、これは第15号、損害賠償等請求住民訴訟請求事件を通じて、これは私たちが裁判したのですけれど

も、そのときに広域組合が裁判資料として出したものがあるのですけれども、これはサンドマット工事、先ほど言ったのは40—0の切り込み砕石、佐藤建設工業が入れましたというのが上の写真。下にあるのがO H K I から山砂5,000立米入れましたと。全く違うこと言っているのですけれども、写真は全く同じ写真なのです。どこも違わないのです。これどっちが本当で、どっちがうそなのですか。必要なら見せますよ。見ますか。必要なら見ますか。

**議長（安力川信之議員）** 外丸事業課長。

（事業課長外丸正一登壇）

**事業課長（外丸正一）** 角田議員が資料請求した資料に写っていた写真ですけれども、それは手前にある白いものが切り込み砕石だというふうに提出したものでございます。裁判の記録のほうでは、サンドマット工法に使う攪拌機が円形に写っているというものでございまして、使った写真はたまたま一緒であったということで、円形に写っている攪拌機と手前の汚泥で使う砕石。

（何事か呼ぶ者あり）

ですから、サンドマット工法は円形で全体を写したほうが良いということで裁判記録で出したものであって、角田議員の資料請求ではそこは砕石でぬかるみを防止したものだということで提出したものと承知しております。

**議長（安力川信之議員）** 15番。

**15番（小池春雄議員）** そんなでたらめなこと言って通る話ではないよ。そもそもでは今課長、このときのこと担当でいました。知っていました、このことを。この中身を理解しています。そんな簡単に物事言っているのですか。そんなことあり得ないでしょう。片方では同じものを、5,500立米というのは大体983台なのです。それで、片方は佐藤建設工業の切り込み砕石を入れたと言っているのです。下のほうの写真は5,500立米、やっぱり同じぐらいの量です。5,000立米から6,000立米。これは、O H K I が山砂を入れたと言っているのです。すごい量ですよ。983台ですから。完全にもう矛盾している、破綻しているのです。私先ほど言いましたけれども、群馬県が983台エコ小野上処分場に搬入しましたと言っているのです。群馬県が証明しているのです。そして、佐藤本位田氏も、これ仕様というのはR Cですから、納入伝票で983と入れましたと。大同特殊鋼株式会社は群馬県に届出しました。運んだ佐藤建設工業も983台エコ小野上処分場に入れましたと言って、これはスラグ入っているのです。それからいろいろ問題が出てきたものだから、騒ぐ人が誰だか知らないけれども、いたものだから、これはR Cを、Cでなければうまくないので、R CをCに、役所の指示を受けてCに書き直しましたと言っているのです。これは裁判で本人が認めているのです。書き換えた伝票も提出をされました。書き換えたのですよ。佐藤本位田氏が本当に書き換えるの大変だったのだと、3日とか4日もかかって休まず書いたのだと、大変だったというふうに言っているのです。先ほど私言ったように、手元にエコ小野上処分場に入れました。ここに作業日報というものを持ってあります。ここにはエコ小野上処分場にR Cを入れましたよという、これ作業日報です。納品書ではありません。作業日報です。納品書は直接現場へ持って行く。でも、この中にはR Cはトラックでこの日には何台運びました、Cはこの日には何台エコ小野上処分場に持っていきましたという、佐藤建設工業のここにあるのが作業日報です。入れたと言っているのです。書いてあるのです。でも、受け取っていない、受け取っていないと言っているのは広域組合だけなのです。そんな話ってあります。ですから、

端的に言うと、エコ小野上処分場にはスラグが入っていると、そしてサンドマットにも使ったりして補強土壁にも使っているということは明らかなのです。だから、私に疑いかけられると皆さん心外でしょう。心外だったら、私が否定するところをまずは調査したらどうですか。調査幾らもかかりません。高いものではないです。調査すれば、調査して出てこなければ何でもないので。調査することはいかがでしょうか。

**議長（安力川信之議員）** 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

**事務局長（島田志野）** まず、小池議員が先ほど来おっしゃっています983台のスラグということにつきましては、私どものほうでも群馬県に報告した資料、出荷記録だということで承知をしております。その中で、県のほうでは、群馬県環境森林部の廃棄物・リサイクル課、こちらでは大同特殊鋼株式会社から提出された書類、それから提供された情報、これに基づいて廃棄物の処理及び清掃に関する法律、この規定によるエコ小野上処分場の現地調査を県のほうで行っております。平成30年9月18日、また同年の11月17日に県は調査を依頼した業者を伴ってエコ小野上処分場を訪れまして、ボーリング調査等で試料の採取を行っております。その分析の結果を踏まえ、県は令和元年の10月2日、令和元年第3回の定例農林環境常任委員会、こちらでエコ小野上処分場に鉄鋼スラグが使用されているかについて、大同特殊鋼株式会社から排出された鉄鋼スラグ、これが公共工事に使用されていたかどうかの調査は、まず出荷記録を基に当該公共工事の実施主体に調査を依頼し、当該工事における工事書類等を確認して両面から調査を実施している。エコ小野上処分場については、出荷記録そのものはあったものの、工事書類等には使用された記録がなかった。加えて、今回ボーリング調査を実施したところ、それでもスラグは視認できなかった。このため、エコ小野上処分場については鉄鋼スラグの出荷記録はあったものの、実際には使用されていなかったと判断するのが妥当であると、そういったふうに、エコ小野上処分場に鉄鋼スラグがないというふうに県が判断したと答弁しております。県も使用が認められないと公式に発言しております。また、裁判におきましても、エコ小野上処分場にはスラグは使われていなかったというような、こういった組合の主張も認められておるところであります。そうした中でございますので、エコ小野上処分場につきましては過去にも分析調査も行っていますので、組合としては現状では調査は十分であるというふうに考えておるところです。

**議長（安力川信之議員）** 15番。

**15番（小池春雄議員）** 皆さんの言い分はそうなのですよ。でも、そういう疑いがある以上、疑いを晴らそうという考えありませんか。私は、そこのところ調査すれば済むのだと。嫌だったら別にいいですよ。私が金を出したっていいですよ。調査に応じますか。

**議長（安力川信之議員）** 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

**事務局長（島田志野）** こちらの調査であります。仮に調査を行うということが起こりますと、大同特殊鋼株式会社と個別契約を結んだ後、調査を行う必要があります。こうしたことですが、既にもう調査を行っているということでもありますので、これ以上の個別契約の締結が難しいというふうに考えております。

**議長（安力川信之議員）** 15番。

15番（小池春雄議員） 私は、個別契約のそんな話ししているのではないです。そういう疑いがあるから、調査をしませんか、皆さんが調査しないのであれば、実費でも調査することに同意しますかと聞いているのです。別に道の真ん中を掘ると言っているのではないです。道の端っこのほうでいいのです。出てきますから。それに応じますかと聞いているのです。大同特殊鋼株式会社は関係ないよ。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 小池議員のおっしゃる方法であったとしても、大同特殊鋼株式会社を超えてこちらのほうで進めるといふわけにいかない部分がございますので、繰り返しになりますが、大同特殊鋼株式会社との個別契約の締結ということをして進める形を取らざるを得ないので、現状では難しいというふうに考えております。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） 私は、言っていることが全く理解できない。何で大同特殊鋼株式会社に相談する必要があるのですか。大同特殊鋼株式会社関係ないでしょう。広域組合の土地を広域組合が調査するに何大同特殊鋼株式会社に聞く必要があるのですか。管理者、いかがでしょうか。入れた、入れないでこうなのですけれども、私は広域組合で調査すれば簡単に済むことだと思うのです。私たちが疑われる場所をほんのちょっと2点でも3点でも調査させてくださいと言って、調査することには問題ないでしょう。いかがですか、管理者。

議長（安力川信之議員） 高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） エコ小野上処分場のスラグについては、これまで様々な経過があります。県のほうにおいても調査をし、裁判の場でもいろいろ議論されたと伺っております。先ほど事務局長から答弁があったように、これまでの経過、調査において、ないということであると私も受け止めております。今後事態、状況が変わって必要があれば、そういう調査も考えられないことではないと思います。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） 広域組合が調査するのにお金出すのが嫌だと言ったら、別に私が実費でも調査をさせていただきますかと確認しているのですけれども、管理者、いかがでしょうか。

議長（安力川信之議員） 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） この施設、財産については広域組合の財産でありますので、広域組合としての判断によろと思います。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） ですから、管理者として、そこを調査したいと、疑いがあるというので調査をしたいというのであれば、管理者が別に調査するだけはいいですよと言ってくれればそれだけで済む問題だと思うのです。いかがでしょうか。それを拒まれると、よっぽど何か隠したいことがあるのだなというふうに余計疑いますから、調査することには同意はしていただけませんか。いかがでしょうか。

議長（安力川信之議員） 管理者。



(管理者高木 勉登壇)

**管理者(高木 勉)** 先ほどの答弁で申し上げましたけれども、これまでの調査、様々な経過の中でないという判断に至っているのが現状だと思います。今の時点で調査するという必要はないと考えております。

**議長(安力川信之議員)** 15番。

**15番(小池春雄議員)** それでは、そういう疑いがあっても、実費負担でも調査させてくれと言っても、それを管理者は拒むというふうに理解してよろしいでしょうか。再度確認しますけれども。

**議長(安力川信之議員)** 管理者。

(管理者高木 勉登壇)

**管理者(高木 勉)** 組合としては、組合の判断で既にこれまでの調査でないという判断をしているということですので、その必要はないと考えております。

**議長(安力川信之議員)** 15番。

**15番(小池春雄議員)** どうしても調査されては困るというふうに私は理解しました。

それと、先ほども言いましたけれども、この議会で、広域組合議会で調査特別委員会ができて、それで管理者から片づけさせますという回答を得たものですから、管理者がそこまで言うのだったらもう委員会も別に、片づけてくれるのだったらいいだろうということで委員会を閉じた経緯がございます。そして、そのときの議会の一致としまして、大同特殊鋼株式会社が片づけない場合には裁判も辞さずということで、これも全会一致で決まって、裁判してでも大同特殊鋼株式会社の責任、大同特殊鋼株式会社であるか、搬入者責任で片づけさせるということを決めたわけであります。それで、そのまま撤去されるかと思ったら、それが撤去されずにまだそこに残っているというのが今の実態であります。そういう中におきまして、私が先ほど言いましたけれども、妨害排除請求、大同特殊鋼株式会社が、いわゆる今言っているのは条件付撤去なのです。そこに何か、建築や何か、使用することが決まって建物を造るとか、そういうことがあったときには撤去も話に乗りますで、片づけますと言ってはいないですよ。ですから、そうであれば、毒物が入っている以上はやっぱり広域組合としても妨害排除請求をするべきだというふうに思いますけれども、これについての管理者の見解はいかがででしょうか。

**議長(安力川信之議員)** 管理者。

(管理者高木 勉登壇)

**管理者(高木 勉)** 進入路のスラグについては、私も基準値を超える数値が高かったということですので、こういったものがそこに長く存置されていることについて、そのことは適切ではないと考えております。一日も早く撤去してほしいということで再三にわたって大同特殊鋼株式会社と協議を重ねてきた経過がございます。その経過の中で跡地利用に関連して撤去も考えましょうということ、そういう考え方も伺っているところであります。今後、土地の処理計画、処理事業を考える上で大同特殊鋼株式会社と交渉し、大同特殊鋼株式会社負担の下に撤去していくように取り組んでまいりたいと考えております。

**議長(安力川信之議員)** 15番。

**15番(小池春雄議員)** 今管理者のほうから向こうが言っているのは、跡地利用のときに考えますと言ったのです。跡地利用のときに全部撤去するという話ではないですね。全部撤去しますと言っていないですよ。吉岡にもあるのですけれども、似たようなところが。そのときに協議しますという回答なのです。

撤去しますと言っていないのです。今回についても撤去しますと大同特殊鋼株式会社は言っていないのです。協議しますと言っているのです。ですから、毒物が基準値を何倍も超えて入っているということは確かですから、であればやはり私は広域組合とすれば所有権に基づく妨害排除請求をしていくべきだと思うのです。これ議会の一致した全員の意見なのです。大同特殊鋼株式会社が一向にやらないですから、だったらやっぱり妨害排除請求、裁判を起こすべきだというふうに、最後締めてくれませんか。いかがでしょうか。しますというふうに。

**議長（安力川信之議員）** 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

**管理者（高木 勉）** 妨害排除請求権を行使して直ちに訴訟を起こすべきであるというご意見であると思います。必ずしも妨害排除請求訴訟を起こして、それをもって解決するという、問題につながるとも私は考えておりません。とにかくそういったスラグが存置されていると、そのことで市民といいますか、地域住民の健康被害があってはならないということで、様々な形で管理をしながら、大同特殊鋼株式会社とも協議を重ねて、撤去に向けて努力をしていきたいと思っております。

**議長（安力川信之議員）** 15番。

**15番（小池春雄議員）** これまでも何度も議会、また管理者を通じて大同特殊鋼株式会社と交渉していますが、一つもいい返事はもらっていませんよね。ほとんど蹴られて、全然前進ないのです。そのところを何か構築物を造るとか、そういうときには協議に応じますという程度で、いつになってもできない。しかし、月日がたてばたつほど、私も驚いたのですけれども、半田のあそこの公民館のところだって、今だって1メートル下まで土壌汚染されているわけでしょう。基準値を上回っているわけでしょう。こっちは物すごい量が入っているわけですから、スラグのかさもすごいですから。坂ですから、水はどちらからも差します。そうすると、どんどん、どんどん土壌汚染というのは広がっていくと思うのです。ですから、これはやっぱり早く手を打たなければどんどん、どんどん被害は広がるばかりなのです。ぜひとも早い対応が必要だと思うのです。そのためには撤去しか私はないと思うのです。もう一度確認しますけれども、管理者、固い決意はいかがですか。それ以上出ませんか。

**議長（安力川信之議員）** 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

**管理者（高木 勉）** 直ちに撤去ということが私も一日も早くできればそれはいいと思いますけれども、これまで大同特殊鋼株式会社も協議にすら応じないという時期もありました。跡地計画に合わせて協議をしましょうというところまで歩み寄ってきたと私も受け止めております。その協議に当たっては、健康被害が出ないようにしっかりと取り組んでもらうように強く交渉を進めてまいります。

**議長（安力川信之議員）** 以上で15番、小池春雄議員の一般質問を終了いたします。

---

閉 議

午後2時01分

議長（安力川信之議員） 以上で今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。  
これにて会議を閉じます。

---

### 管 理 者 挨 拶

議長（安力川信之議員） 管理者から発言の申出がありますので、この際発言を許します。

高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 10月定例会の終了に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

本日は、議員の皆様にはお忙しい中、10月定例会を開催していただき、ご提案申し上げました各議案について慎重にご審議をいただき、それぞれご承認、ご議決賜り、誠にありがとうございました。審議の過程で賜りました貴重なご意見やご提言につきましては、今後の予算編成、広域行政運営に反映してまいりたいと考えております。

朝夕の冷え込みも増してきておりますが、議員の皆様におかれましては健康管理にご留意をいただき、より一層のご指導をお願い申し上げ、御礼のご挨拶といたします。ありがとうございました。

---

### 閉 会

議長（安力川信之議員） これをもって令和6年10月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後2時03分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議長      安 力 川      信      之

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員      善 養 寺                      孝

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員      板      倉      正      和

議 員 全 員 協 議 会

(10月22日)

# 目 次

---

---

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
開 会	3
報告事項	3
閉 会	8

令和6年10月渋川地区広域市町村圏  
振興整備組合議会議員全員協議会会議録

第1日

令和6年10月22日（火曜日）

出席議員（15人）

1番	高野佳美	議員	2番	善養寺孝	議員
3番	板倉正和	議員	4番	田村なつ江	議員
5番	田中猛夫	議員	6番	生方勇二	議員
7番	飯塚憲治	議員	8番	廣嶋隆	議員
9番	清水健一	議員	10番	田邊寛治	議員
11番	安力川信之	議員	12番	茂木弘伸	議員
13番	望月昭治	議員	14番	角田喜和	議員
15番	小池春雄	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管理者	高木勉	副管理者	柴崎徳一郎
副管理者	南千晴	副管理者	伊勢久美子
監査委員	田中誠	監査委員長	土屋輝夫
事務局長	島田志野	消防長	山田知巳
消防本部長	角田泰紀	消防署長	原孝二
会計管理者	生方茂樹	総務課長	根井邦彦
事業課長	外丸正一	清掃センター長	荒井一浩
環境クリーンセンター所長	横手和敏	消防本部長	萩原勇人
消防本部長	狩野設衛	消防本部長	石田正外
総務課長	狩野健一	施設整備室長	藤木雅
企画財政係長	山本豊彰	消防本部長	関口剛士
事業課管理係長		総務課庶務係長	
		事業課施設係長	

---

事務局職員出席者

書記長	石北 仁	書記	都丸 健一
書記	町田 直哉	書記	鶴卷 大輔



## 開 会

午後2時05分

**議長（安カ川信之議員）** これより議員全員協議会を開会いたします。  
ただいまの出席議員は15人であります。

---

## 報 告 事 項

**議長（安カ川信之議員）** 報告事項（1）、渋川地区広域圏清掃センター小野上処分場の跡地利用についての説明を求めます。

島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

**事務局長（島田志野）** 本会議終了後のお疲れのところ恐縮でございますが、渋川地区広域圏清掃センター小野上処分場の跡地利用についてご説明をさせていただきます。

なお、議員の皆様にも事前にお送りいたしました議員全員協議会開催の通知では、報告事項ということで「旧小野上処分場の跡地利用について」と名称を記載しておりましたが、正式名称が渋川地区広域圏清掃センター小野上処分場であるため、本日の次第及び資料の題目は正式名称を用いさせていただきました。よろしくお願いたします。

なお、この後の説明におきましては、少し長くなりますので、略式で旧小野上処分場と呼ばせていただきたいと思っておりますので、ご承知おきを願いたします。

それでは、議員全員協議会資料の1ページをお願いいたします。1の「はじめに」であります。旧小野上処分場は、平成5年3月から平成24年2月までの約19年間、渋川広域圏の一般廃棄物最終処分場として利用され、その間、焼却灰などが処分され、圏域住民の生活を支えてまいりました。また、市町村合併に伴い、最終処分場の用地提供順位を渋川市、吉岡町、渋川市、榛東村、そしてまた渋川市に戻るといような順番となるよう決め、その結果、順番の最初である渋川市にこの旧小野上処分場に続きエコ小野上処分場が一般廃棄物最終処分場として設置され、現在に至っております。

2の「旧小野上処分場搬入路に存置する鉄鋼スラグについて」であります。旧小野上処分場は、埋立てをしている際に搬入路がぬかるんでいたため、ぬかるみ防止のため、大同特殊鋼株式会社の鉄鋼スラグ碎石を平成17年から平成23年にかけて搬入をいたしました。その後、大同特殊鋼株式会社の鉄鋼スラグ問題が起きたことにより、旧小野上処分場の搬入路につきましても平成29年6月に大同特殊鋼株式会社と基本協定を結び、8月に調査を実施したところ、スラグ碎石層が土壌汚染対策法の基準値を超過しているということが判明したものでございます。これを受け、組合議会から令和2年12月に撤去の要請をいただき、組合では大同特殊鋼株式会社へ撤去の要請、要求をこれまでに書面でも4回行ってまいりました。

2ページをお願いいたします。3の「大同特殊鋼株式会社への撤去の要請、要求について」であります。組合では大同特殊鋼株式会社に対し、旧小野上処分場に存置されている鉄鋼スラグの撤去を要請、要求し

ておりますが、過去に3回、負担には応じかねるという回答を受けておりました。理由としましては、鉄鋼スラグ直下の土壌は正常値の範囲であること、アスファルト舗装により被覆されていること、撤去等の法的責任を負わないことということでありました。過去3回が同様な回答であったことから、組合と組合議会で共同いたしまして、旧小野上処分場が跡地利用されることに絡めた要求を令和4年12月に行っております。これを受け、大同特殊鋼株式会社から令和5年1月に回答があり、「法的責任については従来からの回答のとおりですが、旧小野上処分場の跡地利用計画実行に伴い、関係法令への適用状況等を踏まえて、鉄鋼スラグの措置が必要となる場合は、弊社の対応方針の範囲内でその撤去費等について応分の負担をすることは可能です。費用負担の詳細については、跡地利用の詳細な計画を策定する過程で貴組合との間で事前協議を行い、同協議の内容と策定された計画を踏まえ決定させていただきます」と、撤去費用などの応分の負担が可能だというふうに変わってきました。これは以前に比べ前進した回答というふうに捉えておるところです。このことから、大同特殊鋼株式会社に対して、令和6年4月、今年度、跡地利用の業務委託を開始しますということをお伝えさせていただき、今後の対応を改めて要請をいたしたところでございます。

4の「業務委託の現状」であります。跡地利用の業務委託は令和6年6月6日に契約し、現在履行しているところであります。現在の状況は、委託業者が様々な自治体の跡地利用の資料収集を行い、基本構想案を模索しているところであります。その構想案を地元自治体である渋川市と協議し、12月上旬を目途に地元住民にもお示しする予定であります。課題といたしましては、跡地利用を行うのに当たり、エコ小野上処分場の覆土として現在残されている土、これが今後必要とされる覆土の数量よりかなり多いということで、その撤去を行わない限りは跡地の利用が進まないということでありました。業務委託は、今後地元との最終的な協議を行い、どのような跡地利用を行うか、こういったことが決定しましたら、今年度末には基本構想を策定していきたいと考えておるところです。

3ページをお願いいたします。5の「今後について」であります。組合では大同特殊鋼株式会社との協議を進めるため、現在跡地利用の基本構想を策定しておりますが、まだ構想が具体的になっていないという、そういった状況でもあり、大同特殊鋼株式会社との交渉は進んでいない状況であります。そこで、まずは今年度、この跡地利用の基本構想を策定し、その後、跡地利用において支障となる、エコ小野上処分場で使用する予定の覆土について、エコ小野上処分場敷地内の覆土置場に移動し、不必要となる残土の撤去処分をしていきたいと考えております。また、今後の利用において必要な道路の改良、また跡地利用の施設などの設計を行い、交渉材料を順次整えながら、大同特殊鋼株式会社に対して撤去の要請を行っていききたいと考えております。

最後になりますが、次のページからは参考資料1、参考資料2を添付しております。参考資料1には、これまでの経過をまとめてあります。また、参考資料2として、大同特殊鋼株式会社との文書のやり取りを添付しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

説明は以上となります。ありがとうございました。

**議長（安力川信之議員）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は1人3問まで、自席にて発言をお願いいたします。

ご質疑ありませんか。

13番、望月昭治議員。

**13番（望月昭治議員）** お世話になります。大変ご立派な説明でございましたが、私が議長のとときに、榛東村の小山議長と吉岡の岩崎議長と3人で、管理者は大同特殊鋼株式会社との文書のやり取りはしてあったものに対して私たちが知らなくて、大同特殊鋼株式会社の方が2名来ていただきまして、そこで小野上処分場のスラグについてご相談をした覚えがあります。何か1回目、今日はその説明が局長からなかったけれども、何ですか、それは。この今日の全員協議会だって、私が言ったから、なったのでしょうか。もう旧小野上処分場の跡地利用をきちんと決めて、それを文書にして、大同特殊鋼株式会社はその文書を提出すれば、大同特殊鋼株式会社でスラグの撤去の金銭的にご協力をする可能性があるのではないですか、局長。そういうことを何でここで言わないのですか。管理者は全然、もう文書でもらって全然駄目なのですから、我々議会議長の3議長はきちんとそこまでこぎ着けていると思います。何やっているのですか、あなた方は。あのときだって跡地利用のことを文書でちゃんといただければ、大同特殊鋼株式会社はできる限りの協力する。来た人は、名古屋の本社の社長と副社長に相談をかけて、それから14日ぐらいたって、また説明に来てくれたでしょう。それで、そのときに文書でもらってあるでしょう、ご協力するって。何でここで言わないのですか。何が体裁のいい、あなた方が全部やっているような言い方で、あなた方はそのときやっていないでしょう。担当部署がいたけれども、それは議長さんが言ったことだから、議長さんがここは采配してくださいって、私がみんな采配した経緯があります。しっかりと説明するときは気持ちよく、うそのない説明してください。管理者さんは文書でもらって、もう大同特殊鋼株式会社はお金もらえないって、それで了解していたのです。我々は、議会議長は3名とも、議会側は全部賛成していないのです。それでちゃんと結果を出してあるのだから、どんどんやってくださいよ、跡地利用のことも。あの80メートルの間の予算はご協力してくれて言っているでしょう。教えてください。

**議長（安力川信之議員）** 島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

**事務局長（島田志野）** ただいま望月議員よりご発言をいただきました。私のほうで少し申し足りなかったところがあったというふうに反省しております。確かに事務局のほうで、組合として書面で3回出しましたが、それについては応じていただけないということでもございました。その後、議会のほうで、特に当時の議長、それから副議長の皆様方にご尽力をいただきまして、そちらで初めて、先ほど望月議員からもありましたように、協力するよというような返答をいただくことができております。事務局としましてもそれを踏まえて、現在も、今年度になりましても大同特殊鋼株式会社の担当の方ともお話をさせていただきましたが、まだ青写真ですとか、こういった状態で進めますというような口頭だけではやはり受け付けられないということで、現在、今年度ですが、予算もいただきまして、その中で基本構想を今つくっております。この基本構想ができましたら、それを持って改めて大同特殊鋼株式会社に交渉をしていきたいというふうに考えております。本当に議員の皆様にご協力をいただいたことは大変大きかったことというふうに事務局のほうで捉えておりますので、そちらについてはご了解をいただければと思っております。順次進めてまいりたいと考えております。

**議長（安力川信之議員）** 13番。

**13番（望月昭治議員）** まずは、執行部がそういう跡地利用のことでいろいろと検討した結果は、我々この議員にまず一番先に説明するのです。今回の結果は、我々議員全員が一つになって物事をやって、管理者は何も、もう終わりになっているものをちゃんと我々は了解していただいたのですから、我々の努力です。我々広域議会議員の努力の結晶だと私は思っております。それをしっかりと認識した中で、早急に跡地利用を考えていく、それをまず議会側の議長に相談をかけて、我々に説明をしていただいた中で、それから大同特殊鋼株式会社にお言葉をかけていただきたいのです。大同特殊鋼株式会社に行くのではないです。まずもって、我々議会が一つになって物事をやったということをしかりと認識しなさいよ。認識が足りませんよ。だって、執行部だって、もう文書ももらって、あのときの説明に大同特殊鋼株式会社は言ったでしょう。もうそのことは管理者さんに文書でやってあって、解決がついていると。私は、それを言われているから、話を延々と2時間やって、納得してもらって、社長と副社長に掛け合ってもらったのでしょう。それは、ここにいる今の議員さん、広域の議員のみんなのたまものなのです。みんなが一丸となって物事をそういうふう考えたから、執行部だってアウトでしょう。もうバンザイしているのだ。我々はバンザイしません。きちんと言うことは言って、お願いすることはやって、頭を下げるところは下げて、そういうふうにやっておりますので、早急に対応していただいて、跡地利用を考えていただいて、また80メートルの区間の道路拡張をお願いして、終わります。

**議長（安力川信之議員）** 15番、小池春雄議員。

**15番（小池春雄議員）** 私は、ここにあるのもとても曖昧だと思うのです。「弊社の対応方針の範囲内でその撤去費用等について応分の負担をすることは可能です」という、こういう言い方なのです。要するに跡地利用ですから、跡地利用ではなくても早く、この部分は大同特殊鋼株式会社が入れたことももう明らかで、これが土壤汚染していることも明らかなのです。基準値を上回るものが入っているのですから、これはもう即撤去してもらおうのです。廃棄物処理法からいってそうでしょう。これ特定廃棄物ですから。ですから、私はこんな条件付撤去なんていうのはちっともいいと思わないのです。これ早く撤去してもらおうということが何より大事なのです。入れてはならないものを入れたのですから。そこに存在しているわけですから。やっぱりそういう強い構えが必要だというふうに思います。

それと、その跡地利用、跡地利用、跡地利用って言っているのですけれども、跡地利用計画というのは、私全く見えてこないのですけれども、いつ頃、どんなものを建てたいと、これから計画なのでしょうけれども、でもある程度何か見えてこないと、跡地利用というのは何を指しているのかなと。物によっては、だからこのスラグが本当に大同特殊鋼株式会社にとって邪魔になるのか、どうなのか。どういうケースのときはどこまで撤去するのか、何かその辺がどうも曖昧で、だから私その跡地利用ということを考えずに、やっぱりある以上、これはいかにして早く撤去してもらおうかということが大事だと思うのですけれども、それについてはいかが考えているのでしょうか。その跡地利用というのは、その計画はこれからでしょうけれども、どんなことを想定しているのかを含めて回答願いたいと思うのですけれども。

**議長（安力川信之議員）** 外丸事業課長。

（事業課長外丸正一登壇）

**事業課長（外丸正一）** 小池議員の質問に回答いたします。

まず初めに、先ほど望月議員のほうから大同特殊鋼株式会社と行き会ったということで、私も立ち会わ

せていただきまして、そのときはどうもありがとうございました。大同特殊鋼株式会社側からは羽田環境部長、それから法務の担当の人が同席していただきました。そのとき、先ほど議員さんがおっしゃるようなお話しがされました。

跡地利用を絡めることなく早く大同特殊鋼株式会社に撤去させるべきだということの質問ですけれども、先ほどから再三説明していますように、組合では過去に3回、スラグの要望書、あるいはそれが要求書に変わって、大同特殊鋼株式会社に文書を送ったのですけれども、その回答は一貫して変わってきませんでした。このままでは何度要求しても同じ回答となってしまうおそれがあります。そういったところで、組合としても、右往左往というか、回答が全く進展しないということがありまして、そのときの組合の議長、副議長、議会運営委員長のほうで提案いただきまして、令和4年の11月に大同特殊鋼株式会社と面会しております。そこで一定の話し合いがなされまして、今後跡地利用を絡めたときに応分の負担をするというような、今まで一切出さなかったというような回答だったのですけれども、応分の負担をできるという回答を引き出したことは、少しながらでありますけれども、前進したと思われまます。

それから、跡地利用に関してですけれども、現在業務委託中ですので、あまり詳細なことを申し上げられないのですけれども、今現在の状況ですと、委託業者のほうがいろいろな跡地利用の、いろいろな自治体のケースを調べております。例えば身近なところと言えば、榛東のキャンプ場、榛東の元処分場がキャンプ場で利用されていまして、かなりの多くの人気のあるキャンプ場となっているようです。そういったことや公園などの事例もありました。あと、多かったのは太陽光発電の電力供給といった事例、それから災害廃棄物置場なんかの事例もありました。そういう様々な事例を、渋川の広域に合った跡地利用の計画としていきたいと思ひます。そのことは、平成2年の覚書で跡地利用の計画は地元住民の意向を尊重しながら渋川市と組合で協議するものとなっていることから、渋川市と事前に協議した上で地元以案を示していき、それで業務委託を完成させていきたいと思ひます。以上です。

**議長（安カ川信之議員）** 15番。

**15番（小池春雄議員）** 皆さんは、ここにあります「弊社の対応方針の範囲内」ということですね。「弊社の対応方針の範囲内」、これ全くというか、皆目どういふことか見当つかない。今までだって、対応方針というのは、片づけないといういふ対応方針ですから。それと、「応分の負担をすることは可能だ」といふ、「応分の負担」といふのはどれだけなのか。10%なのか、90%なのか、5%なのか、これも分かりませんよね。その前にあるのは、やっぱり私は「弊社の対応方針の範囲内」といふの。弊社の対応方針といふのは、今までは、だってもうできません、できませんでしょう。何回お願いしても、できません、できませんと。要するに3者協議なんかもさせてきて、そこでも決まっていることだから、できませんと。ここで確かにこんなことを言っているけれども、この中身が全然、もう本当に曖昧なのです。これについて、弊社の対応方針と、それでもサービスして、かかる費用の5%ぐらい、では持ちますよという、これだっってこれはもうしょうがない話なのです。ここを曖昧にしないで、しっかりしなければ、全部撤去させるとなると全部撤去させるといふふうにしなければ駄目ですよ、こんなのは。何の意味があるのですか。意味がないでしょう。これがこんなことでするずる、ずるずるしていて、何年先になるのだから分かりませんが、そうすればここにいる広域の議員だっって何人残っているか、もしかしたらほとんどいないかもしれないし、そちらに座っている方だっって、もう管理職の方といえればみんなある程度年齢いっています

から、いなくなります。そうすると、時間がたてば、大同特殊鋼株式会社の思うつぼですよ。ですから、早くやらなければ駄目なのです。先ほど言いましたように、跡地利用、いつ、どこで、何が、どんなものができるのだから全く分からない、皆目見当がつかないということで、私はしっかりとちゃんと対応すべきだと思うのですけれども、どういう考えですか。

**議長（安力川信之議員）** 事業課長。

（事業課長外丸正一登壇）

**事業課長（外丸正一）** お答えいたします。

小池議員おっしゃるとおり、大同特殊鋼株式会社の文書ではなかなか読み取れない部分はあると思います。ただ、状況が違うのは、今の状況ですと、あそこは舗装もされているし、一般の人が全く立ち入ることはありません。関係者しか立ち入れない場所になっております。そのようなこともありますけれども、今度跡地利用を絡めるといことになれば、例えば幼稚園生からご老人まで跡地利用に来る可能性もあります。そういうことを含めまして、大同特殊鋼株式会社にはそういうことを含めて、できれば全部撤去させていただけるような交渉をできるようにしていきたいと思っております。以上です。

**議長（安力川信之議員）** 15番。

**15番（小池春雄議員）** そうであれば、こういう曖昧な文章にしないで、「弊社の対応方針の範囲内」というのです。全く曖昧でしょう。今までだって、この弊社の対応方針というのは、今までの回答というのは、ほとんどやりませんというのが回答ですから。そうでしょう。何回やったってやらないというのが大同特殊鋼株式会社の方針でしょう。その中で、応分の負担をすることは可能だと言っているのですよね。やると言っていないのです。応分というのが幾らかも全然分からない。全然分からないです。こんなことで満足しては駄目なのです。さっき言ったように、人も替わるのです。やっぱり早い対応が大事なのです。こういう曖昧さを残したままだと、本当にもうこれでも大同特殊鋼株式会社の思うつぼなのです。みんなが忘れて大同特殊鋼株式会社の独り勝ちということになるのです。これを実行させるためには、数字を入れるとか、ちゃんとそれを協定する、しなければ駄目でしょう。これ、ただ曖昧な文章なのです。協定でも何でもして、やっぱりちゃんと決まり事にすれば、最後まで責任を負うということになるのです。もう全く最初から最後まで曖昧な文章、こんなの私は全く信じません。駄目です。やっぱり大事なのは撤去させる、片づけさせるのです。このことを強く申し上げて、それ以上は申しませんけれども。

**議長（安力川信之議員）** ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（安力川信之議員）** ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

---

閉 会

**議長（安力川信之議員）** 以上で本日の議事は終了いたしました。

これをもって議員全員協議会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時32分